

3.2.8 環境保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境保全に関する施策の内容

1 公害関係法令等

1) 環境基準

(1) 大気汚染

大気汚染物質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号、最終改正平成30年6月13日法律第50号）に基づき全国一律に定められており、内容は表3.2-17に示すとおりである。

また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については表3.2-18、微小粒子状物質については表3.2-19、光化学オキシダントについては表3.2-20、ダイオキシン類については表3.2-21に示す基準がそれぞれ定められている。

なお、環境基準は、工業専用地域及び車道その他一般公衆が通常生活しない地域又は場所には適用されない。

表3.2-17 大気汚染物質に係る環境基準

| 物質 | 二酸化いおう | 一酸化炭素 | 浮遊粒子状物質 | 二酸化窒素 | 光化学オキシダント |
|--------|--|--|---|--|----------------------|
| 環境上の条件 | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 | 1時間値が0.06ppm以下であること。 |

備考：1. 浮遊粒子状物質は大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（環境省HP、閲覧：令和4年4月）より作成
（昭和48年5月8日、環境庁告示第25号）
（平成8年10月25日最終改正、環境庁告示第73号）

表3.2-18 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

| 物質 | ベンゼン | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | ジクロロメタン |
|--------|---------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| 環境上の条件 | 1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 | 1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。 | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 | 1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 |

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（環境省HP、閲覧：令和4年4月）より作成

（平成9年2月4日、環境庁告示第4号）
（平成30年11月19日最終改正、環境庁告示第100号）

表 3.2-19 微小粒子状物質に係る環境基準

| 物質 | 微小粒子状物質 |
|--------|---|
| 環境上の条件 | 1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。 |

備考：微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 4 月）より作成

（平成 21 年 9 月 9 日、環境省告示第 33 号）

表 3.2-20 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

| 物質 | 非メタン炭化水素 |
|--------------------------------|---|
| 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針 | 光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。 |

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 4 月）より作成

（昭和 51 年 8 月 13 日、中央公害対策審議会答申）

表 3.2-21 ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準

| 物質 | ダイオキシン類 |
|--------|--|
| 環境上の条件 | 大気汚染：1年平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。 |

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 4 月）より作成

（平成 11 年 12 月 27 日、環境省告示第 68 号）

（平成 21 年 3 月 31 日最終改正、環境省告示第 11 号）

(2) 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」第16条第2項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい条件として定められている。

事業実施想定区域及びその周囲の騒音の類型指定地域は表 3.2-22 及び図 3.2-12 に、道路に面する地域の環境基準は表 3.2-23 に、特例基準値は表 3.2-24 に示すとおりである。

村田町内及び仙台市内の事業実施想定区域は類型指定地域に該当しない。

表 3.2-22 騒音に係る環境基準（一般地域）

| 地域の 類型 | 基準値 | | 備考 |
|-----------|--------------------|--------------------|---|
| | 昼間 (6:00～22:00) | 夜間 (22:00～6:00) | |
| AA | 50dB 以下 | 40dB 以下 | 仙台市青葉区荒巻字青葉の第2種中高層住居専用地域の内文教地区 (公園区域を除く) |
| A 及び B | 55dB 以下 | 45dB 以下 | 仙台市他 25 市町村の区域で第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、仙台市の第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（一部地域に限る）、他 25 市町村の第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 |
| C | 60dB 以下 | 50dB 以下 | 仙台市他 25 市町村の近隣商業地域（一部の地域を除く）、商業地域、準工業地域、工業地域 |

備考：仙台市他 25 市町村は仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、大河原町、村田町、柴田町、亶理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大衡村、美里町、女川町、南三陸町を示す。

出典：「令和2年版宮城県環境白書(資料編)」(宮城県 HP、閲覧：令和4年4月)より作成

(平成10年9月30日、環境庁告示第64号)

(平成24年3月30日最終改正、環境省告示第54号)

表 3.2-23 騒音に係る「道路に面する地域」の環境基準

| 地域の区分 | 基準値 | |
|---|--------------------|--------------------|
| | 昼間 (6:00~22:00) | 夜間 (22:00~6:00) |
| A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60dB 以下 | 55dB 以下 |
| B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65dB 以下 | 60dB 以下 |

備考：車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として表 3.2-24 に掲げる基準値を適用する。

出典：「騒音に係る環境基準について」（環境省 HP）、「令和 3 年版宮城県環境白書（資料編）」

（宮城県 HP）（閲覧：令和 4 年 4 月）より作成

（平成 10 年 9 月 30 日、環境庁告示第 64 号）

（平成 24 年 3 月 30 日最終改正、環境省告示第 54 号）

表 3.2-24 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準値

| 基準値 | |
|---|----------------|
| 昼間(6:00~22:00) | 夜間(22:00~6:00) |
| 70dB 以下 | 65dB 以下 |
| 備考：個別の住居等において騒音の影響の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては、40dB 以下）によることができる。 | |

出典：「騒音に係る環境基準について」（環境省 HP）、「令和 3 年版宮城県環境白書（資料編）」

（宮城県 HP）（閲覧：令和 4 年 4 月）より作成

（平成 10 年 9 月 30 日、環境庁告示第 64 号）

（平成 24 年 3 月 30 日最終改正、環境省告示第 54 号）

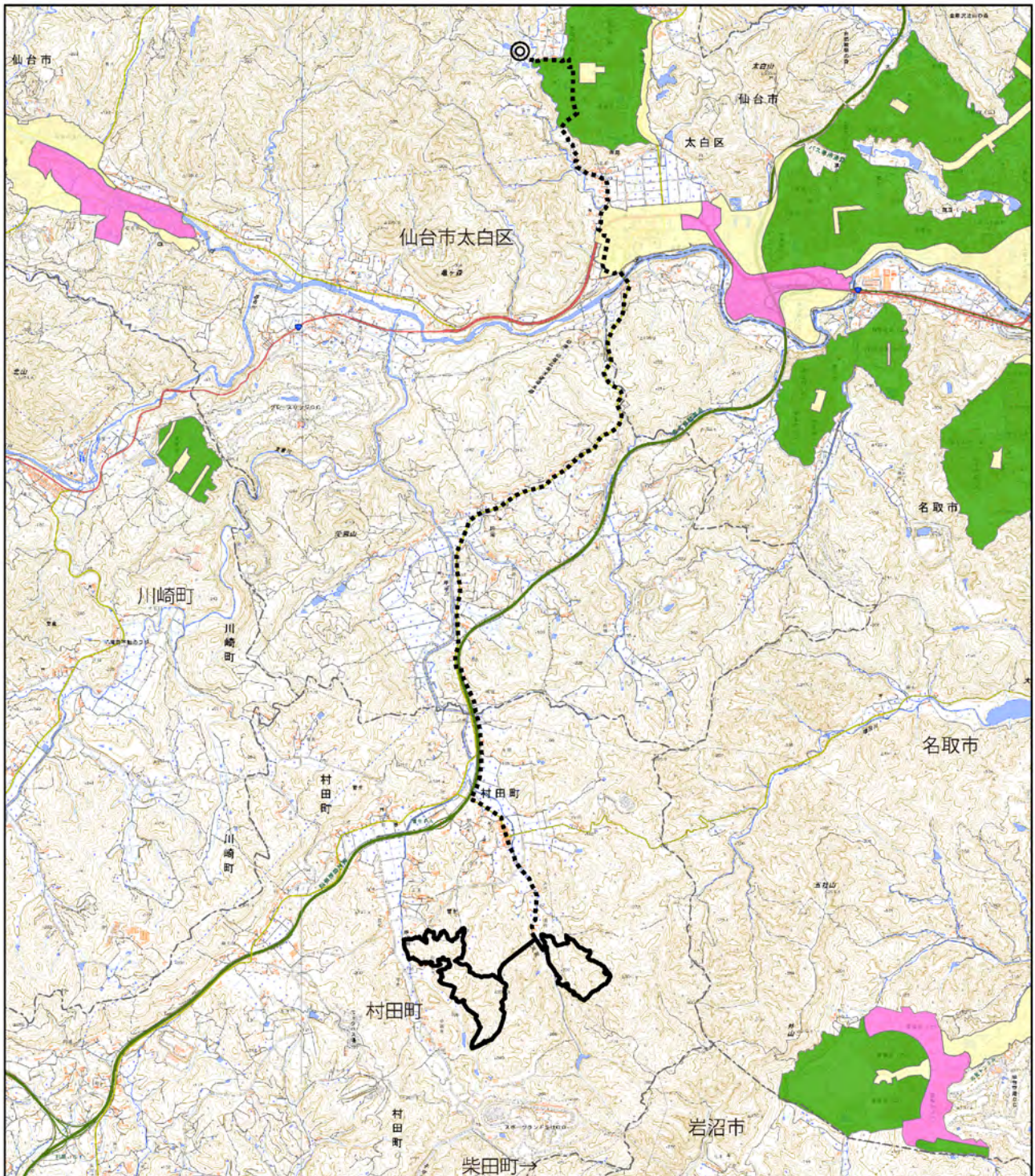


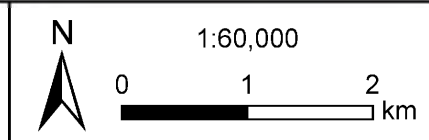
図 3.2-12(1) 騒音に係る環境基準の類型区分

凡例

- 事業実施想定区域(村田町内)
- 事業実施想定区域(仙台市内)
- 事業実施想定区域(自営線敷設想定ルート)
- 行政区域

地域の類型

- A類型
- B類型
- C類型



出典：「環境基準(騒音)」(宮城県 HP)、「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」(仙台市 HP)、「1:2,500 名取市都市計画図」(名取市 HP)、(閲覧:令和4年4月)より作成

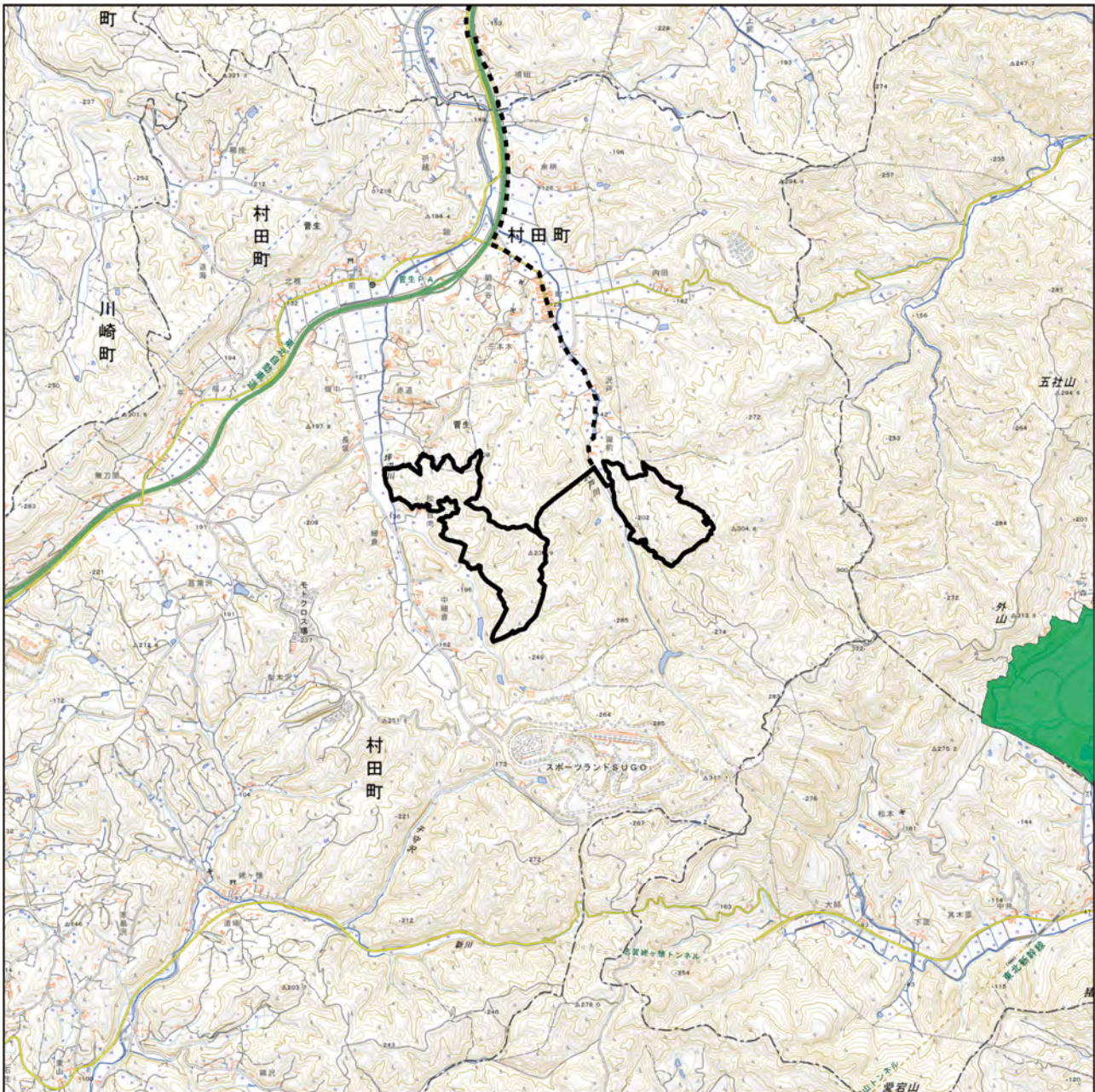


図 3.2-12(2) 騒音に係る環境基準の類型区分 (村田町内)

| | | |
|---|----------------------------------|---|
| <p>凡例</p> <p>■ 事業実施想定区域(村田町内)</p> <p>..... 事業実施想定区域 (自営線敷設想定ルート)</p> <p>□ □ □ □ 行政区画</p> | <p>地域の類型</p> <p>■ A類型</p> | <p>N</p> <p>1:40,000</p> <p>0 0.75 1.5 km</p> |
|---|----------------------------------|---|

出典: 「環境基準(騒音)」(宮城県 HP)、「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」(仙台市 HP)、「1:2,500 名取市都市計画図」(名取市 HP)、(閲覧:令和 4 年 4 月)より作成

(3) 水質汚濁

公共用水域の水質に係る環境基準は、「環境基本法」第16条第2項の規定に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表3.2-25に示すとおり、公共用水域及び地下水の水質について一律に定められている。また、「生活環境の保全に関する環境基準」は、表3.2-26及び表3.2-27に示すとおり、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的に応じて指定された水域類型別に定められている。

事業実施想定区域及びその周囲における水域に係る類型区分は図3.2-13に示した。

表3.2-25 人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域、地下水）

| 項目 | 水質汚濁に係る環境基準 |
|--|---------------|
| カドミウム | 0.003mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと |
| 鉛 | 0.01mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.02mg/L 以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと |
| PCB | 検出されないこと |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L 以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L 以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L 以下 |
| チウラム | 0.006mg/L 以下 |
| シマジン | 0.003mg/L 以下 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/L 以下 |
| ベンゼン | 0.01mg/L 以下 |
| セレン | 0.01mg/L 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L 以下 |
| ふっ素 | 0.8mg/L 以下 |
| ほう素 | 1mg/L 以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L 以下 |
| 備考 | |
| 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 | |
| 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 | |

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（環境省 HP）、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（環境省 HP）（閲覧：令和4年4月）より作成

（昭和46年12月28日、環境庁告示第59号）

（令和3年10月7日最終改正、環境省告示第62号）

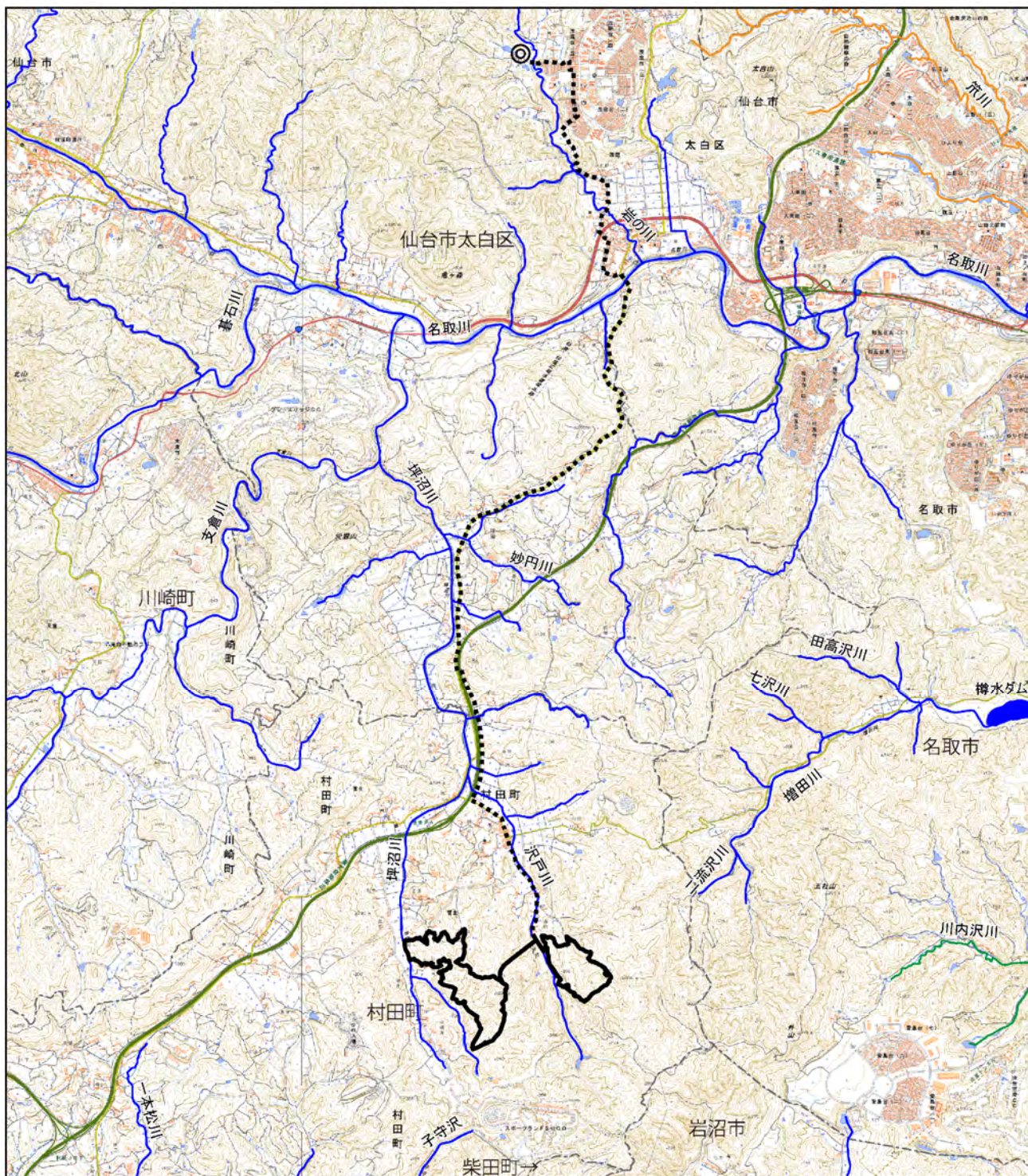


図 3.2-13 水域に係る環境基準の類型区分

凡例

- 事業実施想定区域(村田町内)
- ◎ 事業実施想定区域(仙台市内)
- 事業実施想定区域
(自営線敷設想定ルート)
- 行政区域

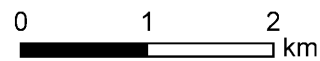
水域の類型

- A類型
- B類型
- C類型

※水生生物の保全に係る環境基準の類型指定は、名取川全域（流入する支川を含む。）で生物Aの類型が指定されている。



1:60,000



出典：「水質環境基準と類型あてはめ」（宮城県 HP）、「国土数値情報(河川データ）」（国土地理院 HP）、（閲覧：令和 4 年 4 月）より作成

表 3.2-26(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | |
|----------|-------------------------------|-----------------|-------------------------|----------------------|---------------|----------------------|
| | | 水素イオン濃度 (pH) | 生物化学的 酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質 量 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌数 |
| AA | 水道1級、自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 1mg/L以下 | 25mg/L以下 | 7.5mg/L 以上 | 20CFU/ 100mL以下 |
| A | 水道2級、水産1級、水浴 及びB以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 2mg/L以下 | 25mg/L以下 | 7.5mg/L 以上 | 300CFU/ 100mL以下 |
| B | 水道3級、水産2級及び C以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 3mg/L以下 | 25mg/L以下 | 5mg/L以上 | 1,000CFU/ 100mL以下 |
| C | 水産3級、工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 5mg/L以下 | 50mg/L以下 | 5mg/L以上 | — |
| D | 工業用水2級、農業用水 及びEの欄に掲げるもの | 6.0以上 8.5以下 | 8mg/L以下 | 100mg/L以下 | 2mg/L以上 | — |
| E | 工業用水3級、環境保全 | 6.0以上 8.5以下 | 10mg/L以下 | ごみ等の浮遊 が認められないこと。 | 2mg/L以上 | — |

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
4. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
5. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
6. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（環境省HP、閲覧：令和4年4月）より作成
（昭和46年12月28日、環境庁告示第59号）（令和3年10月7日最終改正、環境省告示第62号）

表 3.2-26(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

| 項目 類型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基準値 | | |
|---------------------------------------|---|-------------|---------------|----------------------|
| | | 全亜鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
| 生物 A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.001mg/L 以下 | 0.03mg/L 以下 |
| 生物特 A | 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.0006mg/L 以下 | 0.02mg/L 以下 |
| 生物 B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下 | 0.05mg/L 以下 |
| 生物特 B | 生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下 | 0.04mg/L 以下 |
| 備考 1. 基準値は、年間平均値とする（湖沼・海域もこれに準ずる）。 | | | | |

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 4 月）より作成

（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号）（令和 3 年 10 月 7 日最終改正、環境省告示第 62 号）

表 3.2-27(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | |
|--|-------------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------|---------------------|
| | | 水素イオン濃度 (pH) | 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌数 |
| AA | 水道 1 級、水産 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 1mg/L 以下 | 1mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 20CFU/ 100mL 以下 |
| A | 水道 2、3 級、水産 2 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 3mg/L 以下 | 5mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 300CFU/ 100mL 以下 |
| B | 水産 3 級、工業用水 1 級、農業用水及び C の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 5mg/L 以下 | 15mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | — |
| C | 工業用水 2 級、環境保全 | 6.0 以上 8.5 以下 | 8mg/L 以下 | ごみ等の浮遊が認められないこと。 | 2mg/L 以上 | — |
| 備考 1. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。 2. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。 3. 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000 CFU/100mL 以下とする。 4. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。 | | | | | | |

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 4 月）より作成

（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号）（令和 3 年 10 月 7 日最終改正、環境省告示第 62 号）

表 3.2-27(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | |
|----------|---|------------|--------------|
| | | 全窒素 | 全磷 |
| I | 自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの | 0.1mg/L 以下 | 0.005mg/L 以下 |
| Ⅱ | 水道1、2、3級（特殊なものを除く）、水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの | 0.2mg/L 以下 | 0.01mg/L 以下 |
| Ⅲ | 水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの | 0.4mg/L 以下 | 0.03mg/L 以下 |
| Ⅳ | 水産2種及びⅤの欄に掲げるもの | 0.6mg/L 以下 | 0.05mg/L 以下 |
| Ⅴ | 水産3種、工業用水、農業用水、環境保全 | 1mg/L 以下 | 0.1mg/L 以下 |

備考

1. 基準値は年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう）
3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（環境省HP、閲覧：令和4年4月）より作成
（昭和46年12月28日、環境庁告示第59号）（令和3年10月7日最終改正、環境省告示第62号）

表 3.2-27(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

| 項目 類型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基準値 | | |
|----------|---|-------------|---------------|----------------------|
| | | 全亜鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
| 生物A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.001mg/L 以下 | 0.03mg/L 以下 |
| 生物特A | 生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.0006mg/L 以下 | 0.02mg/L 以下 |
| 生物B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下 | 0.05mg/L 以下 |
| 生物特B | 生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下 | 0.04mg/L 以下 |

備考

1. 基準値は、年平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（環境省HP、閲覧：令和4年4月）より作成

（昭和46年12月28日、環境庁告示第59号）（令和3年10月7日最終改正、環境省告示第62号）

表 3.2-27(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

| 項目 類型 | 水生生物が生息・再生産する場の適応性 | 基準値 |
|--|--|------------|
| | | 底層溶存酸素量 |
| 生物 1 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 | 4.0mg/L 以上 |
| 生物 2 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 | 3.0mg/L 以上 |
| 生物 3 | 生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域 | 2.0mg/L 以上 |
| 備考 | | |
| 1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。 | | |

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 4 月）より作成

（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号）（令和 3 年 10 月 7 日最終改正、環境省告示第 62 号）

(4) 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」第16条第1項に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい条件として定められており、その内容を表3.2-28に示す。

表 3.2-28 土壌の汚染に係る環境基準

| 項目 | 環境上の条件 |
|------------------------------|---|
| カドミウム | 検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 |
| 有機りん | 検液中に検出されないこと。 |
| 鉛 | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| 六価クロム | 検液 1L につき 0.05mg 以下であること。 |
| 砒素 | 検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。 |
| 総水銀 | 検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 |
| PCB | 検液中に検出されないこと。 |
| 銅 | 農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。 |
| ジクロロメタン | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること。 |
| 四塩化炭素 | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。 |
| クロロエチレン(別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。 |
| 1,2-ジクロロエタン | 検液 1L につき 0.004mg 以下であること。 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 0.1mg 以下であること。 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 0.04mg 以下であること。 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 検液 1L につき 1mg 以下であること。 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。 |
| チウラム | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること。 |
| シマジン | 検液 1L につき 0.003mg 以下であること。 |
| チオベンカルブ | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること。 |
| ベンゼン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| セレン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| ふっ素 | 検液 1L につき 0.8mg 以下であること。 |
| ほう素 | 検液 1L につき 1mg 以下であること。 |
| 1,4-ジオキサン | 検液 1L につき 0.05mg 以下であること。 |
| 備考 | <ol style="list-style-type: none"> 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 有機磷(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。 |

出典：「土壌の汚染に係る環境基準」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 4 月）より作成
 （平成 3 年 8 月 23 日、環境庁告示第 46 号）
 （令和 2 年 4 月 2 日最終改正、環境省告示第 44 号）

(5) ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）に基づき全国一律に定められており、その内容は表 3.2-29 に示すとおりである。

表 3.2-29 ダイオキシン類に係る環境基準

| 物質 | 環境上の条件 |
|--|-----------------------------|
| 大気 | 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 |
| 水質（水底の底質を除く。） | 1pg-TEQ/L以下 |
| 水底の底質 | 150pg-TEQ/g以下 |
| 土壌 | 1,000pg-TEQ/g以下 |
| 備考 | |
| 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 | |
| 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 | |
| 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定法」という）により測定した値（以下「簡易測定値」という）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 | |
| 4. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。 | |

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 4 月）より作成

（平成 11 年 12 月 27 日、環境庁告示第 68 号）

（平成 21 年 3 月 31 日最終改正、環境省告示第 11 号）

2) 規制基準

(1) 大気汚染

硫黄酸化物の排出基準は、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正 令和 3 年 3 月 25 日環境省令第 3 号）に基づき以下の式により算出した硫黄酸化物の量とされている。

この式において地域ごとに定められている K 値は、「大気汚染防止法施行規則」により定められており、事業実施想定区域及びその周囲では、仙台市で 7.0、名取市、岩沼市、柴田郡柴田町で 11.5、村田町は 17.5 となっている。

$$q=K \times 10^{-3} He^2$$

q：いおう酸化物の許容量 (Nm³/h)

K：大気汚染防止法第3条第2項第1号で定める地域ごとの値

He：規定する方法により補正された排出口の高さ(m)

また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号、最終改正 令和 2 年 6 月 5 日法律第 39 号）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

(2) 騒音

騒音に関しては、「騒音規制法」第 3 条第 1 項に基づき、特定工場騒音に関する規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車交通騒音の要請限度が定められており、宮城県及び仙台市では騒音規制法が適用される地域を指定している。それらの基準を表 3.2-30～表 3.2-33 に示す。

なお、村田町内及び仙台市内の事業実施想定区域は用途地域の指定のない地域となるため、表 3.2-30 のとおり、第 2 種区域の適用を受ける。

表 3.2-30 特定工場において発生する騒音の規制基準

| 区域区分 | | 時間区分 | 朝 (6:00～8:00) | 昼間 (8:00～19:00) | 夕 (19:00～22:00) | 夜間 (22:00～6:00) |
|-------|---|------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 第1種区域 | 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 文教地区 | | 45 dB | 50 dB | 45 dB | 40 dB |
| 第2種区域 | 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 (文教地区と指定された区域を除く。) | | 50 dB | 55 dB | 50 dB | 45 dB |
| 第3種区域 | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 | | 55 dB | 60 dB | 55 dB | 50 dB |
| 第4種区域 | 工業地域 | | 60 dB | 65 dB | 60 dB | 55 dB |

- 備考：1. 上表に掲げる第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地及びその周囲おおむね 50m の区域内における当該基準は、上表に定める値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。
2. 仙台市内の第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域については第 1 種区域の基準を適用し、仙台市内の第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域内に存する近隣商業地域については第 2 種区域の基準を適用する。
3. 都市計画法に基づく用途地域及び文教地区の指定のない地域については、第 2 種区域の基準を適用する。ただし、関係市町村長から第 2 種区域以外の区域の基準を適用することについて申出があり、知事が適当と認めるときは、第 2 種区域以外の区域に相当する区域として定め、該当する基準を適用することができる。
4. デシベルとは、計量法（平成 4 年法律第 51 号）別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。
5. 騒音の測定場所は、特定事業場の敷地境界線上とする。
- 出典：「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準」（平成 27 年宮城県告示第 390 号）、「宮城県公害防止条例」（昭和 46 年宮城県条例第 12 号）、「工場・事業場から発生する騒音・振動の規制基準」（宮城県 HP）、「仙台市公害防止条例施行規則」（平成 8 年 仙台市規則第 25 号）、（閲覧：令和 4 年 4 月）より作成

表 3.2-31 特定建設作業に係る騒音の規制基準

| 特定建設 作業種類 | 規制種別 | 規制 項目 | 基準値 | 作業禁止時間 | | 1日あたりの 作業時間 | | 作業機関 | 作業 禁止日 |
|-------------------|-------------------------------------|---|--------------|--------|----------------------------|----------------|------------|-------------|-------------------|
| | | 区域 区分 | 第1号・ 第2号 | 第1号 | 第2号 | 第1号 | 第2号 | 第1号・ 第2号 | 第1号・ 第2号 |
| 騒音 規制法 | くい打・くい抜機等 作業 | 特定建設作 業の騒音が 特定建設作 業の場所の 敷地境界線 で 85dB 以下 | 19時～ 翌日7時 | | 特定建 設作業 22時～ 翌日6時 | 10時間 以内 | 14時間 以内 | 連続6日 以内 | 日曜日 その他の 休日 |
| | びょう打機作業 | | | | | | | | |
| | さく岩機作業 | | | | | | | | |
| | 空気圧縮機作業 | | | | | | | | |
| | コンクリートプラント 等作業 | | | | | | | | |
| | バックホウ作業 | | | | | | | | |
| | トラクターショベル作 業 | | | | | | | | |
| ブルドーザー作業 | | | | | | | | | |
| 仙台市 公害防 止条例 | ロードカッター作業 (備考3) | 指定建設作 業の騒音が 指定建設作 業の場所の 敷地境界線 で 80dB 以下 | | | 指定建 設作業 21時～ 翌日6時 | | | | |
| | ブルドーザー、パワー ショベル、バックホウ 作業(備考3) | | | | | | | | |
| | 締固め作業 | | | | | | | | |
| | はつり作業及びコン クリート仕上げ作業 | | | | | | | | |

備考：1. 第1号区域：第1種、第2種及び第3種区域並びに第4種区域のうち学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第1条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の境界線から80メートルまでの区域

2. 第2号区域：指定地域のうち第1号区域以外の区域

※第1種～第4種区域・指定地域：騒音規制法の規定により知事が定めた地域（平成27年宮城県告示第390号）

3. 作業地点が連続的に移動するあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

4. 仙台市公害防止条例施行規則第6条第1項第2号に掲げる区域内（学校、病院等の敷地周囲おむね50メートル以内の区域）においては、この値から騒音から5デシベル（A）、振動は5デシベルを減じた値とする。

出典：「騒音規制法に規定する特定建設作業（騒音規制法施行令別表第2）」（昭和43年政令第324号）、
「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年 仙台市規則第25号）、「建設作業から発生する騒音・振動に対する規制」（宮城県HP）、（閲覧：令和4年4月）より作成

（昭和43年11月27日、政令第324号）

（平成23年11月28日最終改正、政令第364号）

表 3. 2-32 自動車騒音の要請限度

| 区域の区分 | 昼間 (6:00~22:00) | 夜間 (22:00~6:00) |
|--|--------------------|--------------------|
| a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域 | 65dB 以下 | 55dB 以下 |
| a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 | 70dB 以下 | 65dB 以下 |
| b 区域のうち 2 車線以上車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75dB 以下 | 70dB 以下 |
| 近接空間の特例 | | |

備考： a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域

b 区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の区域の区分」（平成 12 年宮城県告示第 315 号）、「自動車騒音・道路交通振動に関する要請限度」（宮城県 HP）、（閲覧：令和 4 年 4 月）より作成

（平成 12 年 3 月 2 日、総理府令第 15 号）

（平成 23 年 11 月 30 日最終改正、環境省令第 32 号）

表 3. 2-33 騒音規制法に基づく特定施設及び宮城県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設

| 特定施設名 | | 騒音関係 | | |
|-----------------------------|---------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------|
| | | 宮城県生活環境の保全等に関する条例 | 騒音規制法 | |
| 金属加工機械 | 圧延機械 | 合計 22.5kW 以上 | 合計 22.5kW 以上 | |
| | 製管機械 | すべて | すべて | |
| | バンディングマシン (ロール式) | 3.75kW 以上 | 3.75kW 以上 | |
| | 液圧プレス | 矯正プレスを除く | 矯正プレスを除く | |
| | 機械プレス | 呼び加圧能力 294kN 以上 | 呼び加圧能力 294kN 以上 | |
| | せん断機 | 3.75kW 以上 | 3.75kW 以上 | |
| | 鍛造機 | すべて | すべて | |
| | ワイヤーフォーミングマシン | すべて | すべて | |
| | ブラスト (タンブラスト以外) | 密閉式以外 | 密閉式以外 | |
| | タンブラー | すべて | すべて | |
| | 自動旋盤 | — | — | |
| | 平削盤 | — | — | |
| | フライス盤 | — | — | |
| | 研磨機 | — | — | |
| | 高速切断機 | 砥石を用いるもの | 砥石を用いるもの | |
| ニューマチックハンマー | — | — | | |
| 圧縮機等 | 圧縮機 (冷凍機を除く) | 空気圧縮機 7.5kW 以上 | 空気圧縮機 7.5kW 以上 | |
| | 送風機 | 7.5kW 以上 | 7.5kW 以上 | |
| | クーリングタワー | — | — | |
| 土石用又は鉱物用の破碎機, 摩砕機, ふるい, 分級機 | | 7.5kW 以上 | 7.5kW 以上 | |
| 繊維機械 | 原動機を用いるもの | 原動機 7.5kW 以上 | 原動機を用いるもの | |
| | 打綿機 | — | — | |
| | 混打綿機 | — | — | |
| | 自動回転かせ染機 | — | — | |
| | 工業用ミシン | — | — | |
| | 撚糸機 | — | — | |
| | 自動織物機械 | — | — | |
| 建設用 資材製造機械 | コンクリートプラント (気泡プラントを除く) | 混練容量 0.45 m ³ 以上 | 混練容量 0.45 m ³ 以上 | |
| | コンクリートブロック製造機械 | — | — | |
| | コンクリート管・柱製造機械 | — | — | |
| | アスファルトプラント | 混練容量 200kg 以上 | 混練容量 200kg 以上 | |
| 穀物用製粉機 (ロール式) | | 7.5kW 以上 | 7.5kW 以上 | |
| 木材加工機械 | ドラムバーカー | すべて | すべて | |
| | チップパー | 2.25kW 以上 | 2.25kW 以上 | |
| | 砕木機 | すべて | すべて | |
| | 帯のこ盤丸のこ盤 | 製材用 | 15kW 以上 | 15kW 以上 |
| | | 木工用 | 2.25kW 以上 | 2.25kW 以上 |
| | かんな盤 | 2.25kW 以上 | 2.25kW 以上 | |
| 紙工機械 | 抄紙機 | すべて | すべて | |
| | コルゲートマシン | — | — | |
| | ステッチャー | — | — | |
| | ロータリースリッター | — | — | |
| | ホルダーグルア | — | — | |
| 印刷機械 | | 原動機を用いるもの | 原動機を用いるもの | |
| ゴム練用又は合成樹脂用ロール機 | | — | — | |
| 合成樹脂用射出成形機 | | すべて | すべて | |
| 鍛造機械 | 鋳造型機 | ジョルト式 | ジョルト式 | |
| | ダイカスト機 | — | — | |
| 石材加工機械 | 石材引割機 | — | — | |
| | 研磨機 | — | — | |
| 缶洗浄機 | | — | — | |
| 起重機械 | クレーン | — | — | |
| | ホイスト | — | — | |

出典: 「公害防止条例施行規則」(平成 7 年 9 月 27 日宮城県規則第 79 号、閲覧: 令和 4 年 4 月)より作成
(昭和 43 年 11 月 27 日、政令第 324 号)
(平成 23 年 11 月 28 日最終改正、政令第 364 号)

(3) 振動

振動の規制に関しては、「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）に基づき、特定工場振動に関する規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められており、宮城県及び仙台市では振動規制法が適用される地域を指定している。それらの基準を表 3.2-34～表 3.2-37 に示す。

なお、村田町内及び仙台市内の事業実施想定区域は用途地域の指定のない地域となるため、表 3.2-34 のとおり、第 1 種区域の適用を受ける。

表 3.2-34 特定工場において発生する振動の規制基準

| 区域区分 | | 時間区分 | |
|-------------|---|---------------------------------|--------------------|
| | | 昼間 (8:00～19:00) | 夜間 (19:00～8:00) |
| 第 1 種 区域 | 第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 | 60 dB | 55 dB |
| | 第 2 種 区域 | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 | 65 dB |

- 備考：1. 上表に掲げる区域内に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内における基準は、上表に定める値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。
2. 都市計画法に基づく用途地域及び文教地区の指定のない地域については、第 1 種区域の基準を適用する。ただし、関係市町村長から第 2 種区域の基準を適用することについて申出があり、知事が適当と認めるときは、当該区域の基準を適用することができる。
3. 仙台市内の第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域内に存する近隣商業地域については第 1 種区域の基準を適用する。
4. デシベルとは、計量法別表第 2 に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
5. 振動の測定場所は、特定事業場の敷地境界線上とする。

出典：「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準」（平成 27 年宮城県告示第 391 号）、「宮城県公害防止条例」（昭和 46 年宮城県条例第 12 号）、「工場・事業場から発生する騒音・振動の規制基準」（宮城県 HP）、「仙台市公害防止条例施行規則」（平成 8 年 仙台市規則第 25 号）、（閲覧：令和 4 年 4 月）より作成

（昭和 51 年 11 月 10 日、環境庁告示 90 号）

（平成 27 年 4 月 20 日最終改正、環境省告示 65 号）

表 3.2-35 特定建設作業に係る振動の規制基準

| 規制種別 | 規制項目 | 基準値 | 作業禁止時間 | | 1日あたりの作業時間 | | 作業機関 | 作業禁止日 |
|-----------|-----------------------------|----------------------------------|----------|----------------|------------|--------|---------|-----------|
| | 区域区分 | 第1号・第2号 | 第1号 | 第2号 | 第1号 | 第2号 | 第1号・第2号 | 第1号・第2号 |
| 振動規制法 | くい打・くい抜機等作業 | 特定建設作業の振動が特定建設作業の場所の敷地境界線で75dB以下 | 19時～翌日7時 | 特定建設作業22時～翌日6時 | 10時間以内 | 14時間以内 | 連続6日以内 | 日曜日その他の休日 |
| | 鋼球作業 | | | | | | | |
| | 舗装版破砕機作業 | | | | | | | |
| | ブレーカー作業 | | | | | | | |
| 仙台市公害防止条例 | ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ作業(備考3) | 指定建設作業の振動が指定建設作業の場所の敷地境界線で70dB以下 | 19時～翌日7時 | 指定建設作業21時～翌日6時 | 10時間以内 | 14時間以内 | 連続6日以内 | 日曜日その他の休日 |
| | 締固め作業 | | | | | | | |

備考：1. 第1号区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業地域のうち学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の境界線から80メートルまでの区域

2. 第2号区域：指定地域のうち第1号区域以外の区域

※指定地域：振動規制法の規定により知事が定めた地域（平成27年宮城県告示第391号）

3. 作業地点が連続的に移動するあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

4. 仙台市公害防止条例施行規則第6条第1項第2号に掲げる区域内（学校、病院等の敷地周囲おおむね50メートル以内の区域）においては、この値から騒音から5デシベル（A）、振動は5デシベルを減じた値とする。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）、「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年仙台市規則第25号）、「建設作業から発生する騒音・振動に対する規制」（宮城県HP）

（閲覧：令和4年4月）より作成

（昭和51年11月10日、総理府令第58号）

（令和3年4月1日最終改正、環境省令第3号）

表 3.2-36 道路交通振動の要請限度

| 区域の区分 | 昼間 (8:00～19:00) | 夜間 (19:00～8:00) |
|-------|--------------------|--------------------|
| 第1種区域 | 65dB | 60dB |
| 第2種区域 | 70dB | 65dB |

備考：第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）、「自動車騒音・道路交通振動に関する要請限度」（宮城県HP）、（閲覧：令和4年4月）より作成

（昭和51年11月10日、総理府令第58号）

（令和3年4月1日最終改正、環境省令第3号）

表 3.2-37 振動規制法に基づく特定施設及び県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設

| 特定施設名 | | 振動関係 | | |
|--------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|---|
| | | 宮城県生活環境の保全等に関する条例 | 振動規制法 | |
| 金属加工機械 | 圧延機械 | — | — | |
| | 製管機械 | — | — | |
| | ベンディングマシン（ロール式） | — | — | |
| | 液圧プレス | 矯正プレスを除く | 矯正プレスを除く | |
| | 機械プレス | すべて | すべて | |
| | せん断機 | 1kW以上 | 1kW以上 | |
| | 鍛造機 | すべて | すべて | |
| | ワイヤーフォーミングマシン | 37.5kW以上 | 37.5kW以上 | |
| | ブラスト（タンブラスト以外） | — | — | |
| | タンブラー | — | — | |
| | 自動旋盤 | — | — | |
| | 平削盤 | — | — | |
| | フライス盤 | — | — | |
| | 研磨機 | — | — | |
| | 高速切断機 | — | — | |
| ニューマチックハンマー | — | — | | |
| 圧縮機等 | 圧縮機（冷凍機を除く） | 7.5kW以上 | 7.5kW以上 | |
| | 送風機 | — | — | |
| | クーリングタワー | — | — | |
| 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい、分級機 | | 7.5kW以上 | 7.5kW以上 | |
| 繊維機械 | 織機 | 原動機を用いるもの | 原動機を用いるもの | |
| | 打綿機 | — | — | |
| | 混打綿機 | — | — | |
| | 自動回転かせ染機 | — | — | |
| | 工業用ミシン | — | — | |
| | 撚糸機 | — | — | |
| | 自動織物機械 | — | — | |
| 建設用資材製造機械 | コンクリートプラント（気泡プラントを除く） | — | — | |
| | コンクリートブロック製造機械 | 2.95kW以上 | 2.95kW以上 | |
| | コンクリート管・柱製造機械 | 10kW以上 | 10kW以上 | |
| | アスファルトプラント | — | — | |
| 穀物用製粉機（ロール式） | | — | — | |
| 木材加工機械 | ドラムバーカー | すべて | すべて | |
| | チッパー | 2.2kW以上 | 2.2kW以上 | |
| | 碎木機 | — | — | |
| | 帯のご盤丸のご盤 | 製材用 | — | — |
| | | 木工用 | — | — |
| | かんな盤 | — | — | |
| 紙工機械 | 抄紙機 | — | — | |
| | コルゲートマシン | — | — | |
| | ステッチャー | — | — | |
| | ロータリースリッター | — | — | |
| | ホルダーグルア | — | — | |
| 印刷機械 | | 2.2kW以上 | 2.2kW以上 | |
| ゴム練用又は合成樹脂用ロール機 | | カレンダーロール機以外 30kW以上 | カレンダーロール機以外 30kW以上 | |
| 合成樹脂用射出成形機 | | すべて | すべて | |
| 鍛造機械 | 鋳造型機 | ジョルト式 | ジョルト式 | |
| | ダイカスト機 | — | — | |
| 石材加工機械 | 石材引割機 | — | — | |
| | 研磨機 | — | — | |
| 缶洗浄機 | | — | — | |
| 起重機械 | クレーン | — | — | |
| | ホイスト | — | — | |

出典：「公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日宮城県規則第79号、閲覧：令和4年4月）より作成
 （昭和51年10月22日、政令第280号）
 （平成23年11月28日最終改正、政令第364号）

(4) 水質汚濁

工場及び事業所からの排出水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号、最終改正 平成 29 年 6 月 2 日法律第 45 号）に基づき全国一律の排水基準が定められており、その内容は表 3.2-38 及び表 3.2-39 に示すとおりである。

また、湖沼を含む公共用水域の水質汚濁防止のため「湖沼水質保全特別措置法」（昭和 59 年法律第 61 号、最終改正 平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）に基づき指定湖沼が指定されているが、事業実施想定区域及びその周囲では、同法に基づく湖沼の指定はない。

表 3.2-38 排水基準を定める省令（有害物質）

| 一律排水基準 | | 地下浸透基準 |
|---|-------------|---|
| 種類又は項目 | 許容限度 | |
| カドミウム及びその化合物 | 0.03mg/L | 0.001mg/L |
| シアン化合物 | 1mg/L | 0.1mg/L |
| 有機りん化合物 | 1mg/L | 0.1mg/L |
| 鉛及びその化合物 | 0.1mg/L | 0.005mg/L |
| 六価クロム化合物 | 0.5mg/L | 0.04mg/L |
| 砒素及びその化合物 | 0.1mg/L | 0.005mg/L |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 0.005mg/L | 0.0005mg/L |
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと | 0.0005mg/L |
| ポリ塩化ビフェニル | 0.003mg/L | 0.0005mg/L |
| トリクロロエチレン | 0.1mg/L | 0.002mg/L |
| テトラクロロエチレン | 0.1mg/L | 0.0005mg/L |
| ジクロロメタン | 0.2mg/L | 0.002mg/L |
| 四塩化炭素 | 0.02mg/L | 0.0002mg/L |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.04mg/L | 0.0004mg/L |
| 1,1-ジクロロエチレン | 1mg/L | 0.002mg/L |
| 1,2-ジクロロエチレン | シス体：0.4mg/L | シス体：0.004mg/L トランス体：0.004mg/L |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 3mg/L | 0.0005mg/L |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.06mg/L | 0.0006mg/L |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.02mg/L | 0.0002mg/L |
| チウラム | 0.06mg/L | 0.0006mg/L |
| シマジン | 0.03mg/L | 0.0003mg/L |
| チオベンカルブ | 0.2mg/L | 0.002mg/L |
| ベンゼン | 0.1mg/L | 0.001mg/L |
| セレン及びその化合物 | 0.1mg/L | 0.002mg/L |
| ほう素及びその化合物 | 海域 | 0.2mg/L |
| | その他 | |
| ふっ素及びその化合物 | 海域 | 0.2mg/L |
| | その他 | |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量） | 100mg/L | アンモニア性窒素：0.7mg/L 亜硝酸性窒素：0.2mg/L 硝酸性窒素：0.2mg/L |
| 1,4-ジオキサン | 0.5mg/L | 0.005mg/L |
| 塩化ビニルモノマー | - | 0.0002mg/L |
| 1. 温泉を利用する旅館業については、一部項目について適用除外 2. 地下浸透基準（水質汚濁防止法第8条、同法施行規則第6条の2）は、特定事業場から地下に浸透する水に関して、有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当するものは地下へ浸透させてはならないとしている。有害物質を含むものとしての要件とは「環境大臣が定める方法により検定した場合において当該有害物質が検出されること」とされている。 | | |
| 備考 1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒（ひ）素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。 ※「環境大臣が定める方法」＝昭49環告64（排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法） | | |

出典：「水・土壌・地盤・海洋環境の保全」（環境省HP）、「水質汚濁に係る施策」（宮城県HP、閲覧：令和4年4月）より作成
 （昭和46年6月21日、総理府令第35号）
 （令和元年11月18日最終改正、環境省令第15号）

表 3.2-39 排水基準を定める省令（生活環境項目）

| 一律排水基準 | | | |
|--|----------------------|---------------------|-----------------------------|
| 種類又は項目 | | 許容限度 | |
| 生活環境項目 | 水素イオン濃度 (pH) | 海域 | 5.0～9.0 |
| | | その他 | 5.8～8.6 |
| | 生物化学的酸素要求量 (BOD) | | 160mg/L (日間平均 120mg/L) |
| | 化学的酸素要求量 (COD) | | 160mg/L (日間平均 120mg/L) |
| | 浮遊物質 (SS) | | 200mg/L (日間平均 150mg/L) |
| | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (油分) | 鉱油類含有量 | 5 mg/L |
| | | 動植物油脂類含有量 | 30 mg/L |
| | フェノール類含有量 | | 5 mg/L |
| | 銅含有量 | | 3 mg/L |
| | 亜鉛含有量 | | 2 mg/L |
| | 溶解性鉄含有量 | | 10 mg/L |
| | 溶解性マンガン含有量 | | 10 mg/L |
| | クロム含有量 | | 2 mg/L |
| | 大腸菌群数 | | 日平均 3,000 個/cm ³ |
| | 窒素含有量 | | 120mg/L (日間平均 60mg/L) |
| りん含有量 | | 16mg/L (日間平均 8mg/L) | |
| 備考 | | | |
| <p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. 燐(りん)含有量についての排水基準は、燐(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> | | | |

備考：許容限度の数値は、水素イオン濃度については表に示した数値を含む範囲内、その他の項目については表に示した数値以下を許容限度とする。

(昭和 46 年 6 月 21 日、総理府令第 35 号)

(令和元年 11 月 18 日最終改正、環境省令第 15 号)

出典：「水・土壌・地盤・海洋環境の保全」（環境省 HP）、「水質汚濁に係る施策」（宮城県 HP）

(閲覧：令和 4 年 4 月)より作成

(5) 土壌汚染

「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号、最終改正 平成29年6月2日法律第45号)における指定区域の指定に係る特定有害物質とその指定基準を表3. 2-40に示す。

なお、事業の実施にあたっては、土地の形質の変更の部分の面積の合計が3, 000m²以上となる場合は、本法に則った届け出が必要である。

表 3. 2-40 土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定基準

| 特定有害物質 | 地下水の摂取などによるリスク | 直接摂取によるリスク |
|------------------|----------------------|-----------------------|
| | 土壌溶出量基準 (mg/L 以下) | 土壌含有量基準 (mg/kg 以下) |
| カドミウム及びその化合物 | 0. 003 | 45 |
| 六価クロム化合物 | 0. 05 | 250 |
| クロロエチレン | 0. 002 | - |
| シマジン | 0. 003 | - |
| シアン化合物 | 検出されないこと | 50 (遊離シアンとして) |
| チオベンカルブ | 0. 02 | - |
| 四塩化炭素 | 0. 002 | - |
| 1, 2-ジクロロエタン | 0. 004 | - |
| 1, 1-ジクロロエチレン | 0. 1 | - |
| 1, 2-ジクロロエチレン | 0. 04 | - |
| 1, 3-ジクロロプロペン | 0. 002 | - |
| ジクロロメタン | 0. 02 | - |
| 水銀及びその化合物 | 水銀/0. 0005 | 水銀/15 |
| | アルキル水銀/検出されないこと | |
| セレン及びその化合物 | 0. 01 | 150 |
| テトラクロロエチレン | 0. 01 | - |
| チウラム | 0. 006 | - |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1 | - |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0. 006 | - |
| トリクロロエチレン | 0. 01 | - |
| 鉛及びその化合物 | 0. 01 | 150 |
| 砒素及びその化合物 | 0. 01 | 150 |
| ふっ素及びその化合物 | 0. 8 | 4, 000 |
| ベンゼン | 0. 01 | - |
| ほう素及びその化合物 | 1 | 4, 000 |
| ポリ塩化ビフェニル | 検出されないこと | - |
| 有機りん化合物 | 検出されないこと | - |

出典：「土壌汚染対策法施行規則 別表第四、別表第五」(平成14年12月26日環境省令第29号、最終改正：令和4年3月24日、環境省令第6号)、「土壌汚染対策法」(宮城県HP)(閲覧：令和4年4月)より作成。

(6) 悪臭

「悪臭防止法」(昭和46年6月1日法律第91号)では、事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制するため、規制地域内のすべての工場・事業場を対象に規制基準を定めている。規制基準は、特定悪臭物質の濃度によって規制する場合と、臭気指数によって規制する場合の2通りがある。

宮城県における悪臭防止法に基づく悪臭規制は表3.2-41のとおりである。

表 3.2-41 悪臭防止法に基づく悪臭の規制基準

| 項目 | 悪臭防止法 | | |
|----------|---------------------------------|--|--------------|
| 適用地域 | 仙台市等13市2町の規制地域 | | |
| 規制対象の事業場 | 「規制地域内」の全事業所 | | |
| 規制指導の主体 | 法規制地域を管轄する市町村 | | |
| 規制基準 | 規制基準* | | |
| | 敷地境界線 臭気指数15 | 排出口 悪臭防止法第4条第2項に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数 | 排水 臭気指数31 |
| 測定方法 | 嗅覚測定法 (三点比較式臭袋法, 三点比較式フラスコ法) | | |
| 届出制 | なし | | |
| 改善命令等 | 改善勧告, 改善命令 | | |

備考:「規制基準」は、仙台市では特定悪臭物質として法で定められた全22物質による規制指導
出典:「宮城県内の悪臭規制」(宮城県HP、閲覧:令和4年4月)

3) その他環境保全計画等

(1) 宮城県環境基本計画

宮城県では、平成 7 年 4 月に制定された「環境基本条例（平成 7 年宮城県条例第 16 号）」に基づき、平成 9 年 3 月に第 1 期の「宮城県環境基本計画」を策定し、これまでに令和 2 年度を目標年次とした第 3 期計画（平成 28 年 3 月）により、各環境分野の個別計画や関連計画に基づく施策を進めてきた。さらに、「持続可能な開発目標（SDGs）」やパリ協定など国内外の動向を十分に踏まえるとともに、「宮城県震災復興計画」以降の県民生活や社会経済活動の状況を見据え、令和 3 年 3 月に第 4 期となる新たな「宮城県環境基本計画」を策定した。同計画にて、目指す環境の将来像を「豊かで美しい自然とともに、健やかに快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土」、「持続可能な社会の実現に向けて全ての主体が行動する地域社会」とし、将来像を実現するための 3 つの基本方針のもと、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築、安全で良好な生活環境の確保等に向けた様々な施策の展開を進めている。

(2) 再生可能エネルギー・省エネルギー計画

再生可能エネルギーの普及に関しては、宮城県では平成 14 年に制定された「宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例」に基づき、平成 17 年度に「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」を策定し、震災後の状況を踏まえ平成 25 年度に改正が行われた。そして、平成 29 年度に行われた中間点検の結果や昨今のエネルギーを取り巻く状況の変化を踏まえ、新たな計画として「再生可能エネルギー・省エネルギー計画」が策定された。同計画では、2018 年（平成 30 年）から 2030 年度（令和 12 年）までの 13 年間に於いて発電方法別に導入目標を定めており、太陽光発電ではその設備容量を、2013 年（平成 25 年）比で 2030 年（令和 12 年）に 7.4 倍とすることを目指している。

(3) 宮城県生物多様性地域戦略

生物多様性の保全に関して、平成 20 年に施行された「生物多様性基本法」に基づき、平成 27 年 3 月に「宮城県生物多様性地域戦略」を策定した。本戦略では「自然に寄り添い、自然と共に生きるふるさと宮城 — 美しい森・田んぼ・川・海がつながり、子ども笑顔が輝くふるさと宮城 —」を目指すべき将来像とし、2015 年（平成 27 年）度から 2034 年（令和 16 年）度までの 20 年間で、在来の野生生物の保全、良好な自然環境の保全・再生、自然と共生する農林水産業を通じた農地・森林・沿岸域の生物多様性の向上等の取り組みを推進することとしている。

(4) 環境影響評価条例（宮城県）

宮城県では、昭和 51 年度に「公害の防止及び自然環境の保全に関する環境影響評価指導要綱」が制定され、平成 5 年度に「宮城県環境影響評価要綱」を制定し、大規模な開発を行う事業者に対して環境影響評価の実施を指導してきた。さらに、従来の要綱を土台とした「環境影響評価条例」を平成 10 年 3 月に制定及び公布した。

本条例の対象事業として、宅地やゴルフ場の造成工事、道路建設工事等があり、太陽電池発電所の設置又は変更の工事の事業（第 1 種事業；30,000kW 以上又は 75ha 以上、第 2 種事業；50ha 以上 75ha 未満（事業実施区域内に環境保全の観点から法令等により指定された地域があるものに限る））も含まれている。また、「土砂等の埋め立て等の規制に関する条例」が令和 2 年 4 月 1 日から施行され、建設工事に伴い発生した土砂を管理するために、土砂等の埋め立て等を行う土地の面積が 3,000 m²以上である場合には、宮城県に許可の申請が必要となっている。

(5) 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）

仙台市環境基本条例に基づき、仙台市の環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向を定める計画であり、市・市民・事業者等が一体となって杜の都の環境づくりを進めるものとされている。計画期間は令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間を対象に、目指す環境都市像として「杜の恵みを活かした、持続可能なまち」が掲げられている。また、環境都市像の実現に向けた分野別の環境施策では、脱炭素都市づくり、自然共生都市づくり、資源循環都市づくり、快適環境都市づくり、行動する人づくりの 5 項目が掲げられている。

2 自然関係法令等

(1) 自然公園等の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲は、「自然公園法」及び「宮城県立自然公園条例」に基づく自然公園の指定として、表 3.2-42 及び図 3.2-14 に示すとおり県立自然公園二口峡谷が存在する。

表 3.2-42 自然公園の指定状況

| 区分 | 名称 | 位置 | 指定年月日 | 面積(ha) | |
|-----------------|------|-----|-----------------|--------|-------|
| | | | | 普通地区 | 特別地区 |
| 県立自然公園 (宮城県) | 二口峡谷 | 仙台市 | 昭和 22 年 8 月 1 日 | 1,035 | 8,195 |

出典:「令和 2 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(仙台市 HP、閲覧:令和 4 年 4 月)

(2) 自然環境保全地域等の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲は、「宮城県自然環境保全条例」に基づく自然環境保全地域として、樽水・五社山、太白山が指定され、緑地環境保全地域として、高館・千貫山、蕃山・斎勝沼が指定されている。自然環境保全地域の指定状況は表 3.2-43 及び図 3.2-14 に示すとおりである。

なお、「自然環境保全法」に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域の指定はない。

表 3.2-43 環境保全地域の指定状況

| 区分 | 名称 | 位置 | 指定年月日 | 面積(ha) | |
|-------------------|--------|---------------------|-------------------|---------|-------|
| | | | | 普通地区 | 特別地区 |
| 自然環境保全地域 (宮城県) | 樽水・五社山 | 名取市、村田町 | 昭和 48 年 8 月 17 日 | 1,063.5 | 253.5 |
| 自然環境保全地域 (宮城県) | 太白山 | 仙台市 | 昭和 48 年 8 月 17 日 | 451 | 0 |
| 緑地環境保全地域 (宮城県) | 高館・千貫山 | 仙台市、名取市、 岩沼市、村田町 | 昭和 61 年 12 月 26 日 | 2,830 | 0 |
| 緑地環境保全地域 (宮城県) | 蕃山・斎勝沼 | 仙台市 | 昭和 51 年 8 月 3 日 | 1,942 | 0 |

出典:「県自然環境保全地域・緑地環境保全地域の指定状況」、「自然公園等区域閲覧サービス」(宮城県 HP、閲覧:令和 4 年 4 月)より作成

(3) 緑地地区等の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲は、「都市緑地法」に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区、並びに「生産緑地法」に基づく生産緑地地区に指定されている地域はない。

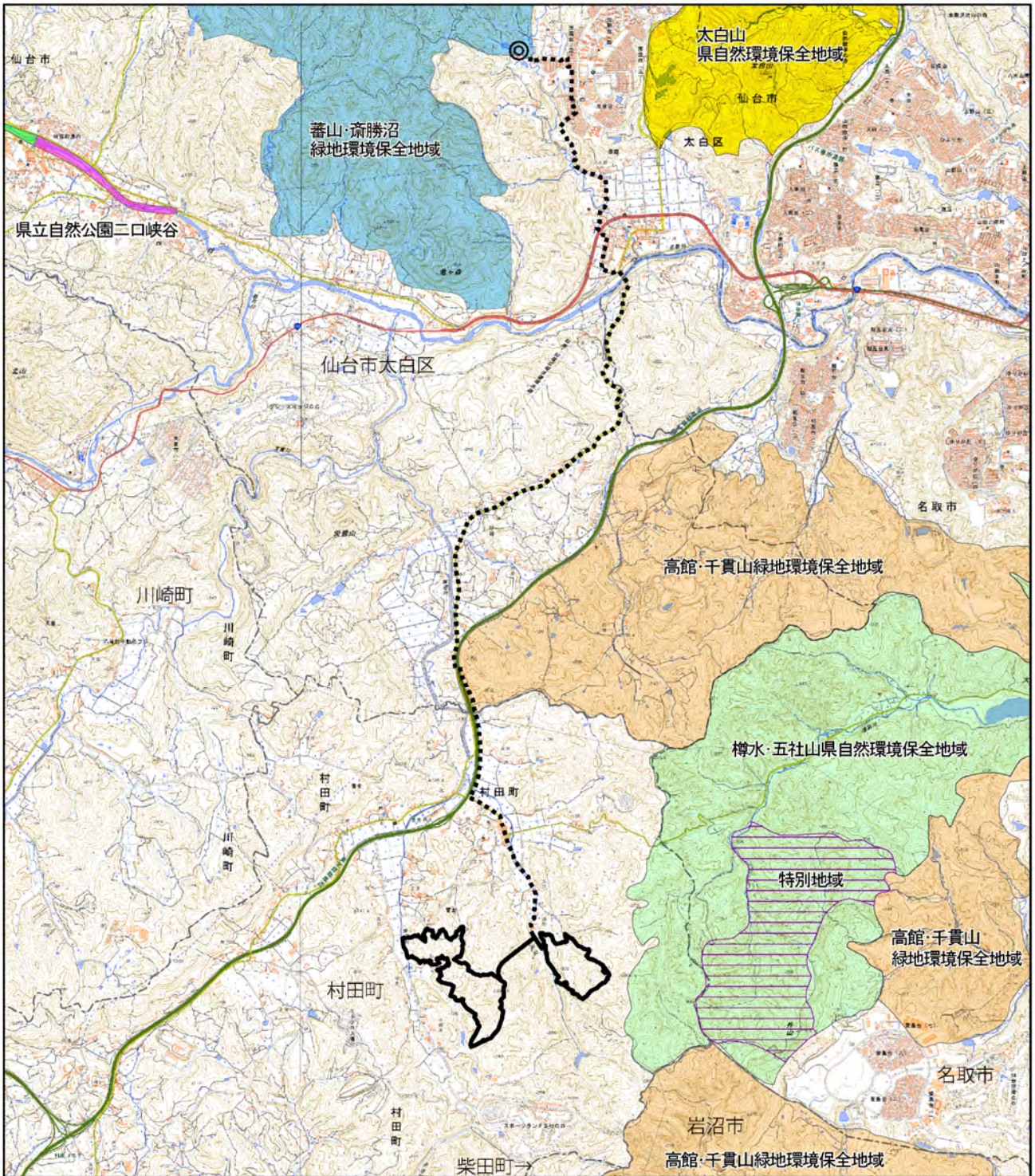
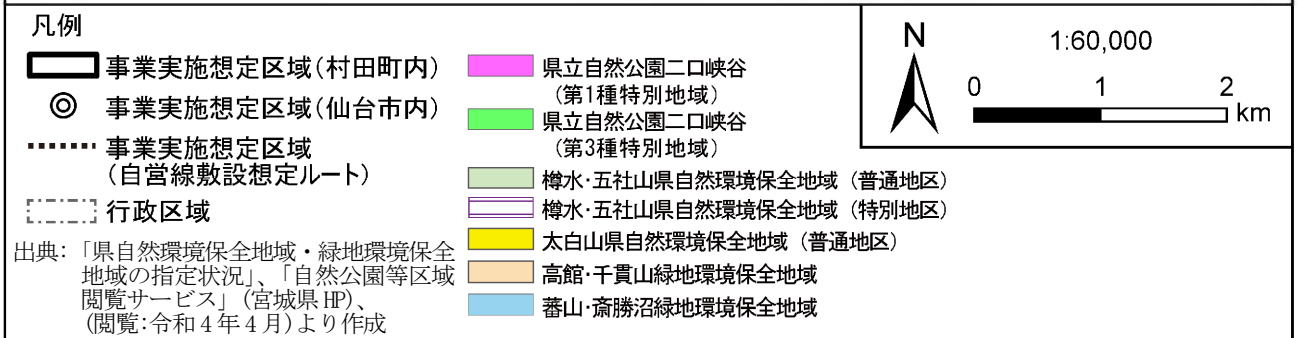


図 3.2-14(1) 環境保全地域の指定状況



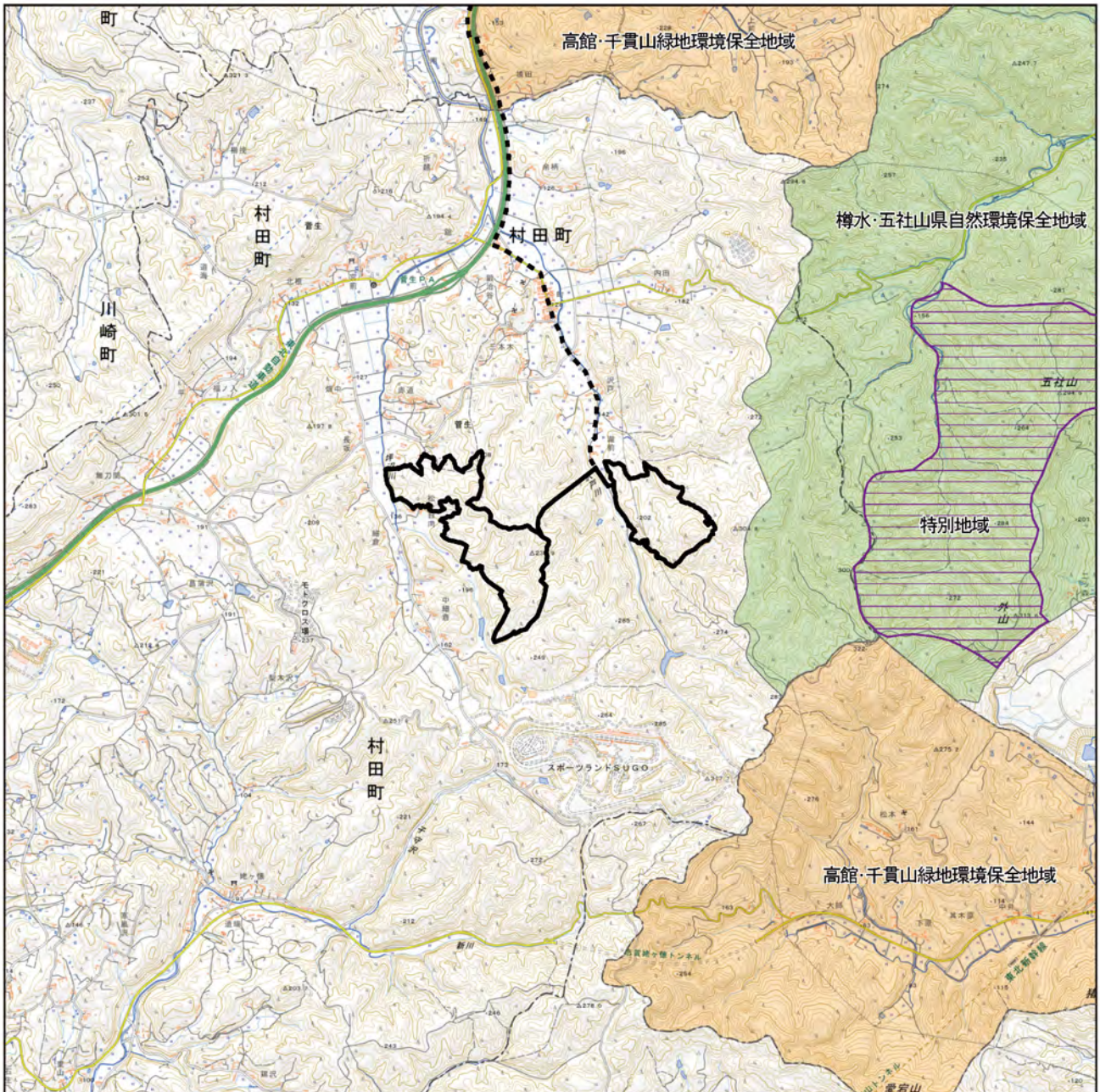


図 3. 2-14 (2) 環境保全地域の指定状況 (村田町内)

凡例

■ 事業実施想定区域(村田町内)

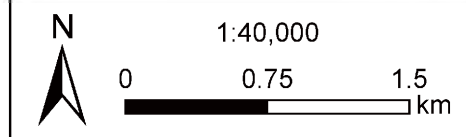
----- 事業実施想定区域
(自営線敷設想定ルート)

----- 行政区域

■ 樽水・五社山自然環境保全地域 (普通地区)

■ 樽水・五社山自然環境保全地域 (特別地区)

■ 高館・千貫山緑地環境保全地域



出典: 「県自然環境保全地域・緑地環境保全地域の指定状況」、「自然公園等区域閲覧サービス」(宮城県 HP)、
(閲覧: 令和 4 年 4 月) より作成

(4) 鳥獣保護区等の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区の指定状況を表 3.2-44 及び図 3.2-15 に示す。鳥獣保護区とは、野生鳥獣保護のために狩猟を禁止している区域であり、鳥獣保護区特別保護地区とは、鳥獣保護区内でも特に野生生物の保護が必要で、区域内で工事等を行う場合は許可が必要となる。

村田町内の事業実施想定区域は、菅生鳥獣保護区が指定されているが、特別保護地区には該当しない。

表 3.2-44 鳥獣保護区等の指定状況

| 名称 | 自治体 | 期限 | 面積 (ha) | |
|-----|---------|-------------------|---------|--------|
| | | | 鳥獣保護区 | 特別保護地区 |
| 仙台 | 仙台市 | 令和 4 年 10 月 31 日 | 13, 483 | 100 |
| 門野山 | 仙台市 | 令和 6 年 10 月 31 日 | 14 | 0 |
| 釜房 | 川崎町 | 令和 9 年 10 月 31 日 | 2, 485 | 0 |
| 菅生 | 村田町・柴田町 | 令和 9 年 10 月 31 日 | 690 | 0 |
| 愛宕山 | 岩沼市・柴田町 | 令和 10 年 10 月 31 日 | 550 | 0 |

出典：「令和 3 年度 宮城県鳥獣保護区等位置図」（宮城県 HP、閲覧：令和 4 年 4 月）より作成

(5) 生息地等保護区の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく生息地等保護区の指定はない。

(6) その他条例等による指定状況

事業実施想定区域及びその周囲は環境省による「生物多様性保全上重要な里地里山」として坪沼地区が指定されている。指定状況を表 3.2-45 及び図 3.2-16 に示す。

表 3.2-45 生物多様性保全上の重要な里地里山の指定状況

| 指定 No. | 名称 | 所在地 | 選定基準※ | | | 選定理由 |
|--------|------|--------|-------|---|---|--|
| | | | 1 | 2 | 3 | |
| 4-3 | 坪沼地区 | 仙台市太白区 | ○ | ○ | — | 市の南端に位置し、伝統的な生活文化と景観が残る山里である。 都市近郊に位置しながら、鎮守の森を中心に農地やため池を含むモザイク状の土地利用が形成されており、ニホンリスなど里地里山に特徴的な動物も確認されている。また、良好な水辺環境が残されていることから、ゲンジボタルの生息が確認されている。 |

※. 選定基準：1 多様で優れた二次的自然環境を有する
2 里地里山に特有で多様な野生動植物が生息・生育する
3 生態系ネットワークの形成に寄与する

出典：「生物多様性保全上重要な里地里山」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 4 月）より作成

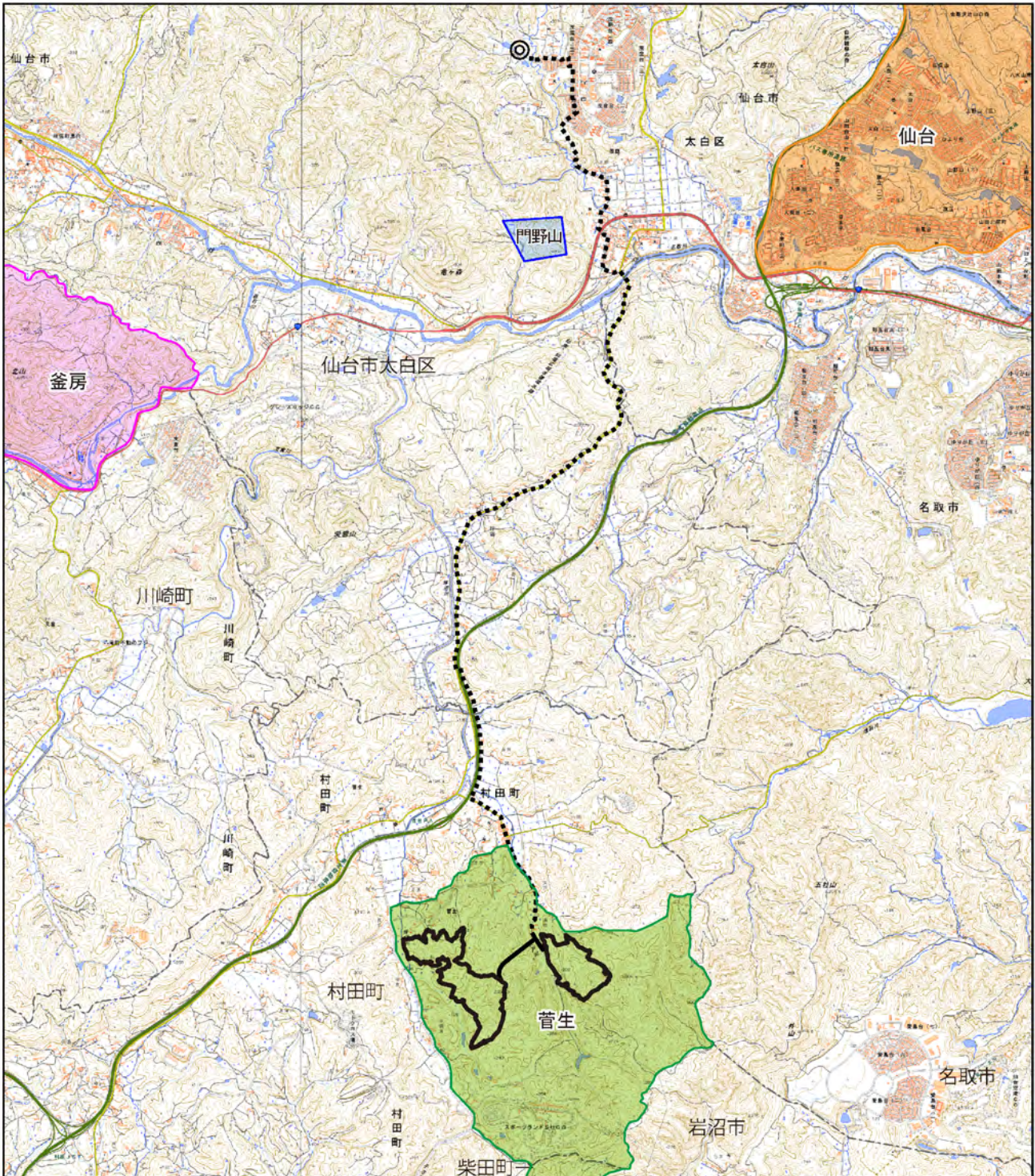
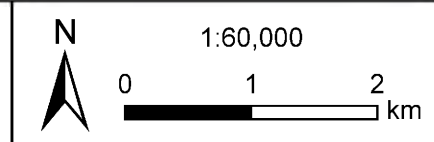


図 3.2-15(1) 鳥獣保護区の指定状況

凡例

- | | |
|--------------------------|-------------|
| 事業実施想定区域(村田町内) | 鳥獣保護区 山形 |
| 事業実施想定区域(仙台市内) | 門野山 |
| 事業実施想定区域 (自営線敷設想定ルート) | 釜房 |
| 行政区域 | 菅生 |



出典:「国土数値情報(鳥獣保護区データ)」(国土交通省 HP)、「令和3年度 宮城県鳥獣保護区等位置図」(宮城県 HP)、
(閲覧:令和4年4月)

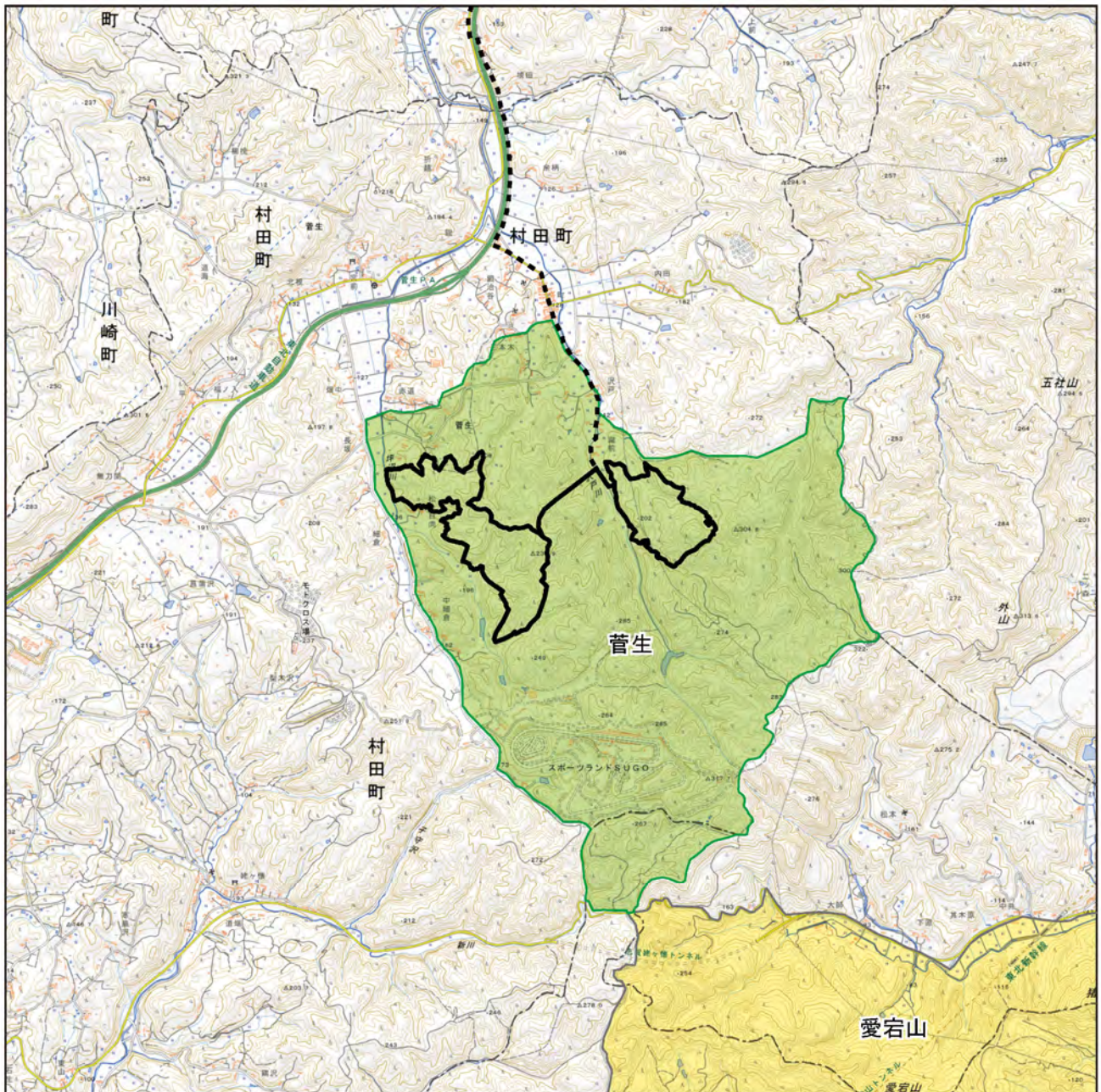





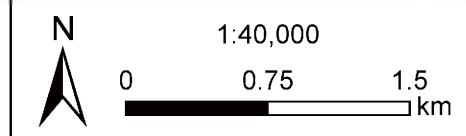


図 3.2-15(2) 鳥獣保護区の指定状況 (村田町内)

凡例

- | | |
|--|--|
|  事業実施想定区域(村田町内) |  鳥獣保護区(菅生) |
|  事業実施想定区域 (自営線敷設想定ルート) |  鳥獣保護区(愛宕山) |
|  行政区域 | |



出典: 「国土数値情報(鳥獣保護区データ)」(国土交通省 HP)、「令和3年度 宮城県鳥獣保護区等位置図」(宮城県 HP)、
(閲覧:令和4年4月)

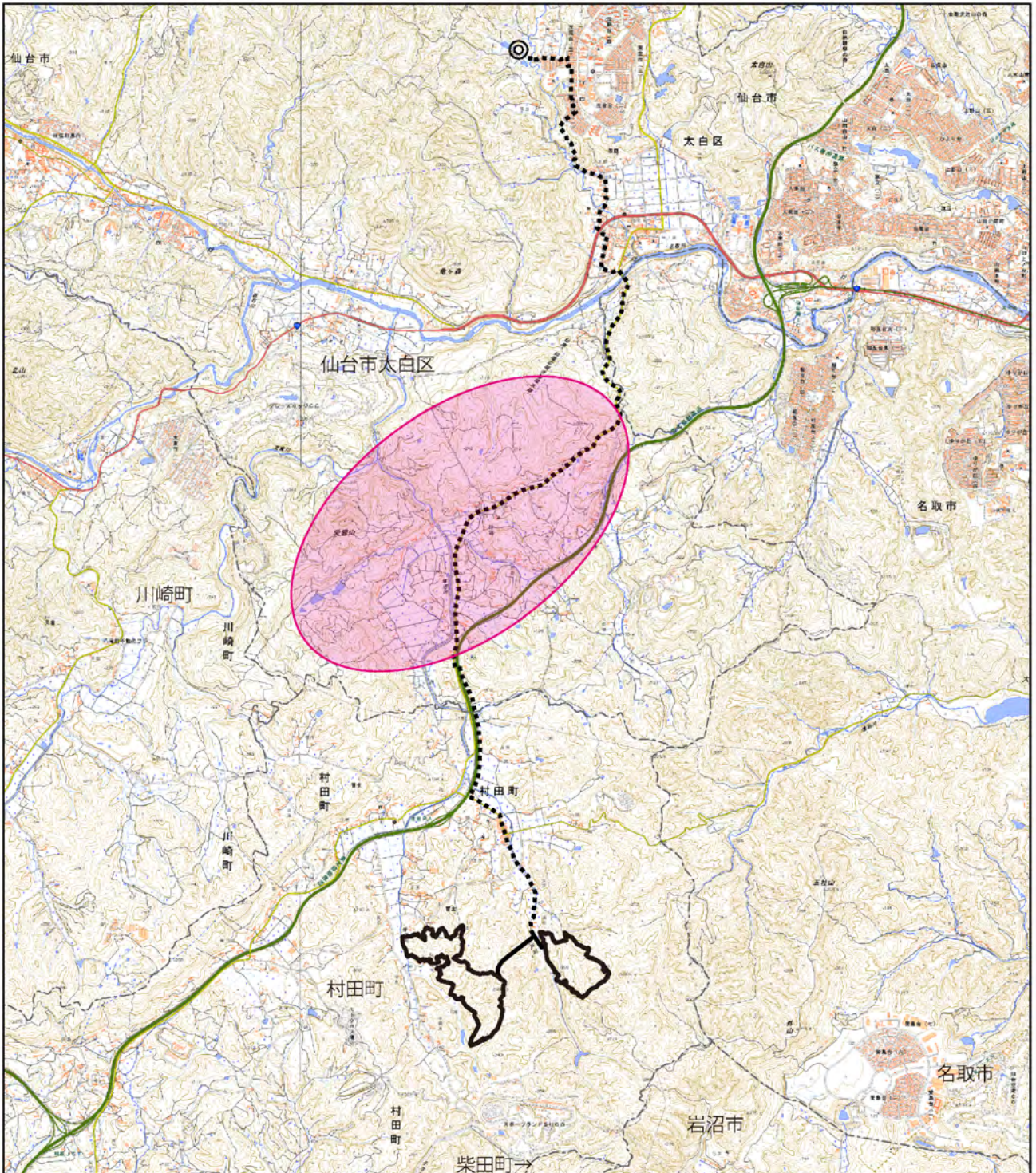
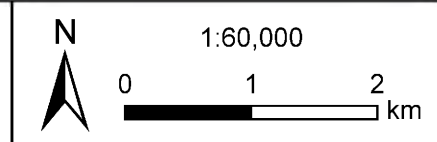


図 3. 2-16(1) 生物多様性保全上の重要な里地里山の指定状況

凡例

- 事業実施想定区域(村田町内)
- 坪沼地区
- ◎ 事業実施想定区域(仙台市内)
- 事業実施想定区域
(自営線敷設想定ルート)
- 行政区域



出典：「生物多様性保全上重要な里地里山」(環境省 HP、閲覧:令和 4 年 4 月)より作成

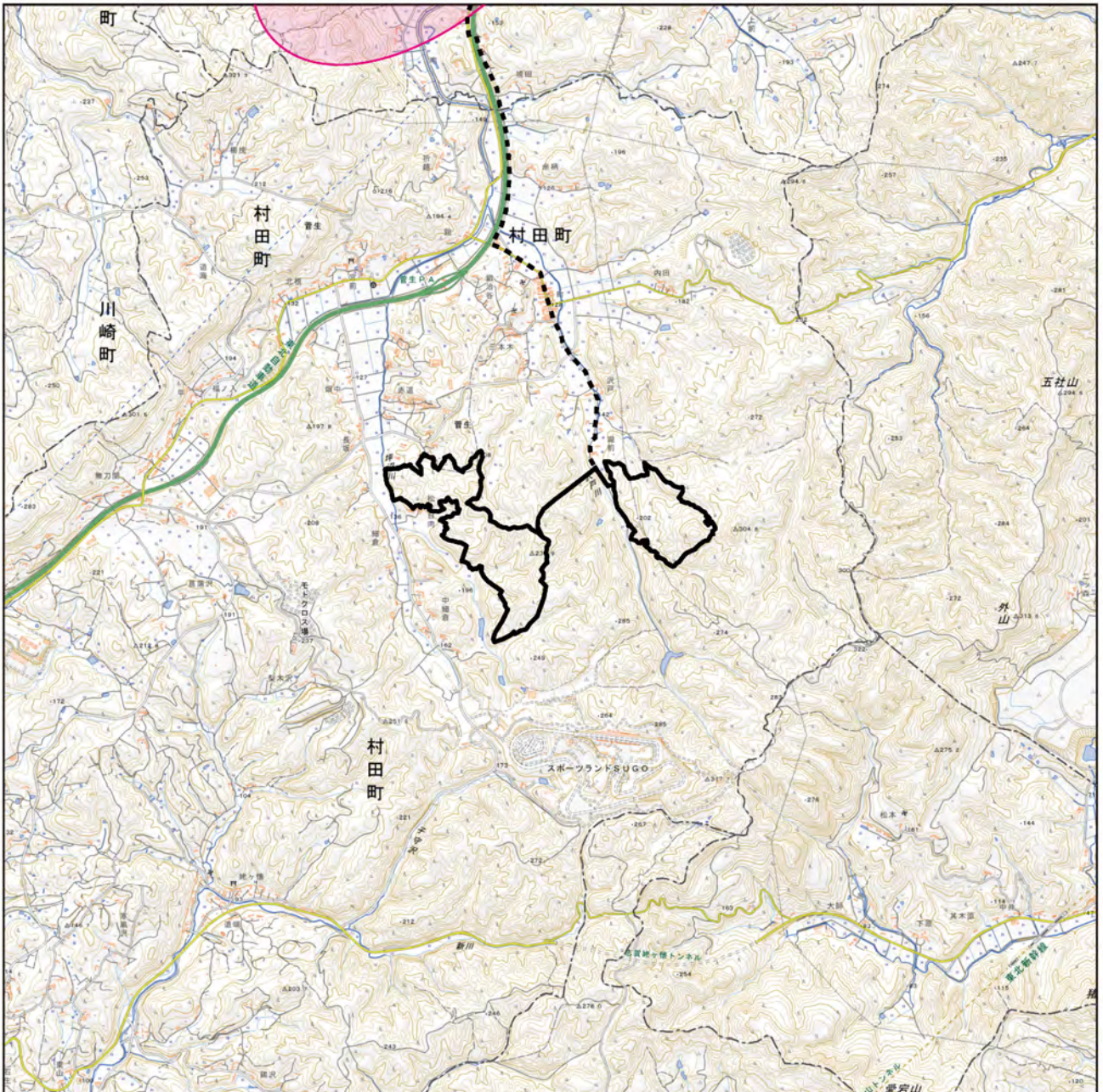
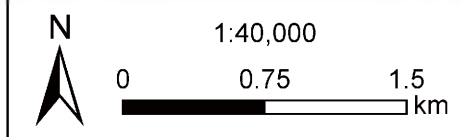


図 3.2-16(2) 生物多様性保全上の重要な里地里山の指定状況(村田町内)

凡例

- 事業実施想定区域(村田町内)
- 坪沼地区
- 事業実施想定区域
(自営線敷設想定ルート)
- 行政区域



出典：「生物多様性保全上重要な里地里山」(環境省 HP、閲覧：令和 4 年 4 月)より作成

(7) 指定文化財・埋蔵文化財

事業実施想定区域及びその周囲において、「文化財保護法」、「宮城県文化財保護条例」、「村田町文化財保護条例」、「仙台市文化財保護条例」等により指定された指定文化財を表 3.2-46 及び図 3.2-17 に、埋蔵文化財を表 3.2-47 及び図 3.2-18 に示す。

事業実施想定区域及びその周囲には、有形文化財の旧八巻家住宅、有形民俗文化財の上前十三塚、指定登録文化財建造物の生出山八幡神社里宮が分布している。また、埋蔵文化財の松日向遺跡、嶺岸遺跡等が分布している。

表 3.2-46 事業実施想定区域及びその周囲の指定文化財

| 指定自治体 | 区分 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|-------|----------------|---------------|---------------------|------------------|
| 国 | 史跡名勝天然記念物 | 滝前不動のフジ | 川崎町 | 昭和 51 年 6 月 16 日 |
| 宮城県 | 指定文化財 考古資料 | 皮袋形土器/上ノ原遺跡出土 | 仙台市太白区秋保 | 平成 24 年 5 月 1 日 |
| 仙台市 | 指定登録文化財 建造物 | 生出山八幡神社 里宮 | 仙台市太白区茂庭 | 平成 8 年 3 月 5 日 |
| 仙台市 | 指定登録文化財 建造物 | 旧伊達邸 | 仙台市太白区茂庭 | 昭和 58 年 12 月 1 日 |
| 仙台市 | 有形民俗文化財 | 上前十三塚 | 仙台市太白区坪沼 | 平成 2 年 3 月 19 日 |
| 村田町 | 有形文化財 建造物 | 旧八巻家住宅 | 村田町小泉字朮石 | 平成 6 年 12 月 20 日 |
| 村田町 | 有形文化財 歴史資料 | 源蔵沢の板碑 | 村田町菅生字源蔵沢 | 平成 28 年 3 月 25 日 |
| 村田町 | 有形文化財 歴史資料 | 猫神の石碑 | 村田町大字菅生 | 令和元年 8 月 20 日 |
| 村田町 | 記念物 史跡 | 菅生館跡 | 村田町菅生字館 | 平成 28 年 3 月 25 日 |
| 村田町 | 記念物 天然記念物 | シダレザクラ | 村田町大字菅生字 鍛冶谷、妙頓寺 | 令和元年 8 月 20 日 |

出典：「町の文化財」（村田町 HP）、「仙台市の文化財」（仙台市 HP）、「文化遺産オンライン」（文化庁 HP）（閲覧：令和 4 年 4 月）より作成

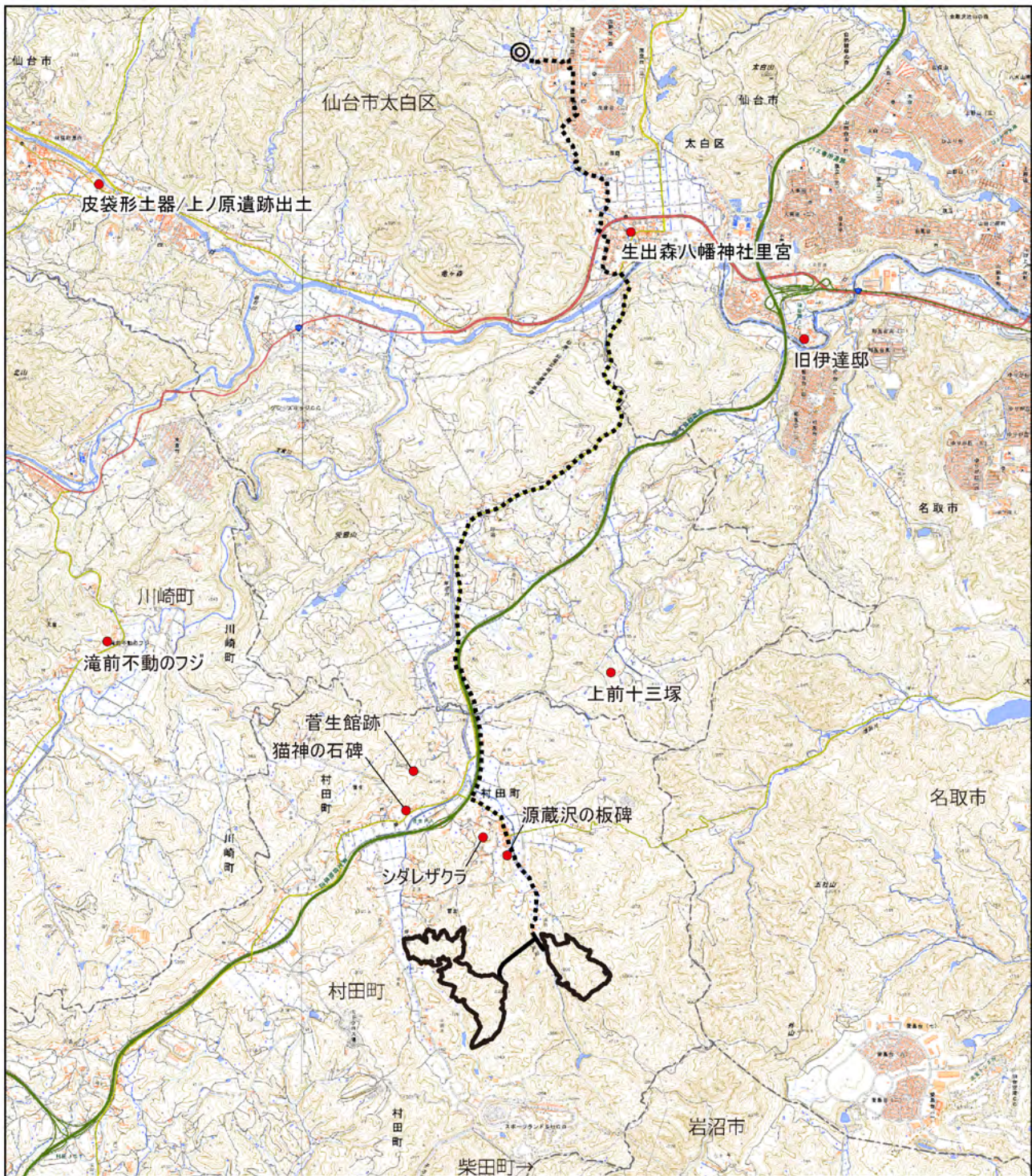
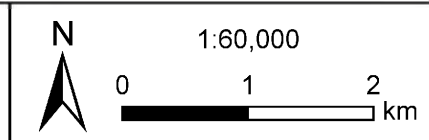


図 3.2-17(1) 指定文化財の分布状況

凡例

- 事業実施想定区域(村田町内)
- 行政区域
- 事業実施想定区域(仙台市内)
- 指定文化財
- 事業実施想定区域(自営線敷設想定ルート)



出典:「町の文化財」(村田町 HP)、「仙台市の文化財」(仙台市 HP)、「文化遺産オンライン」(文化庁 HP)、
(閲覧:令和4年4月)より作成

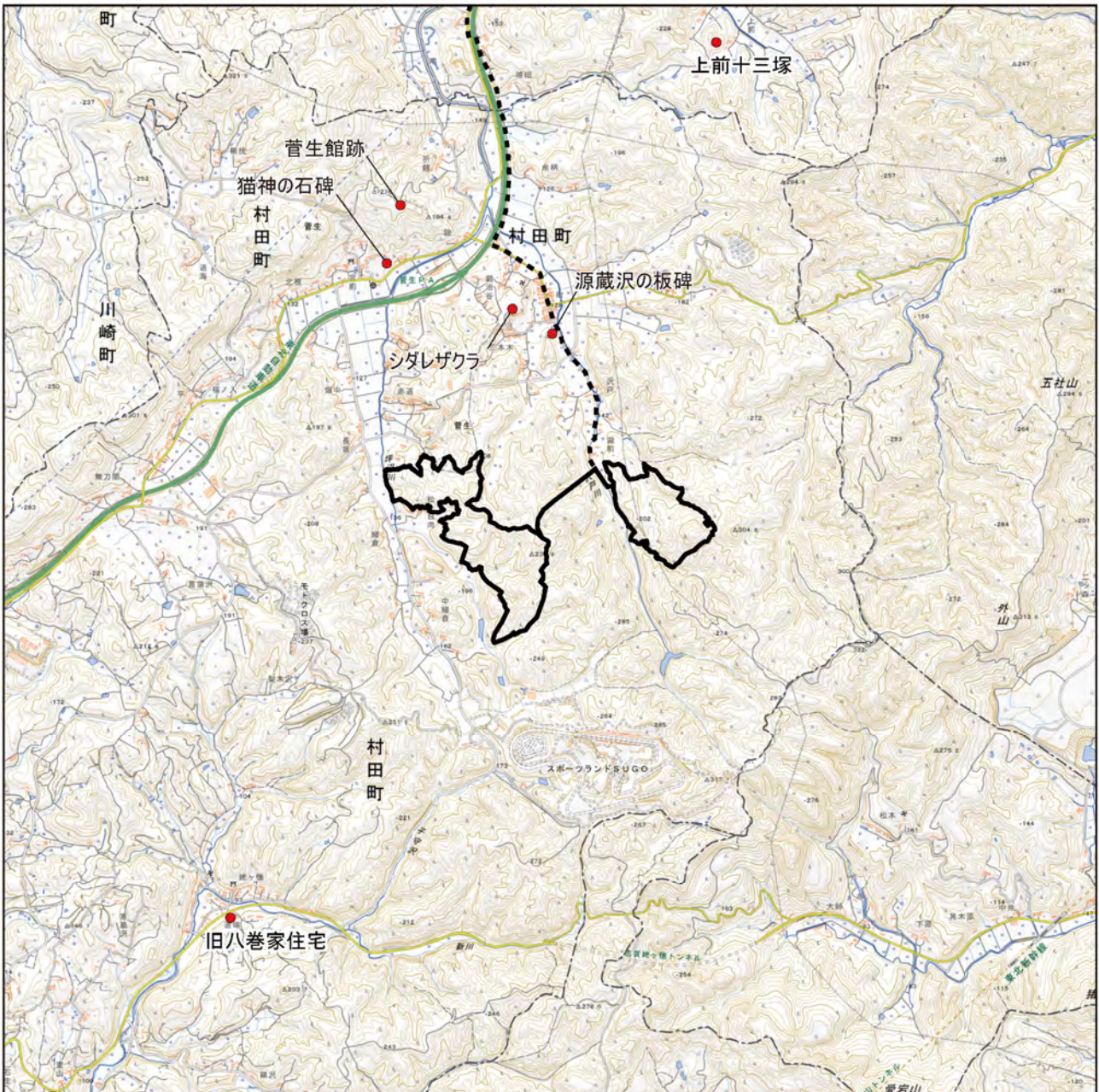
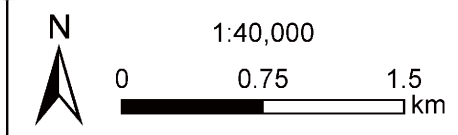


図 3.2-17(2) 指定文化財の分布状況 (村田町内)

凡例

- 事業実施想定区域(村田町内)
- 指定文化財
- 事業実施想定区域
(自営線敷設想定ルート)
- 行政区域



出典: 「町の文化財」(村田町 HP)、「仙台市の文化財」(仙台市 HP)、「文化遺産オンライン」(文化庁 HP)、
(閲覧: 令和 4 年 4 月)より作成

表 3.2-47(1) 事業実施想定区域及びその周囲の埋蔵文化財の指定状況

| 図面 番号 | 遺跡 番号 | 遺跡名 | 市町村 | 種別 | 時代 | 出土品 |
|----------|----------|--------------------|-----|------------|-----------------|---|
| 1 | 16036 | 行沢遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文早・前・弥生 | 縄文土器、石鏃、凹石、弥生土器 |
| 2 | 16013 | 釜土遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文 | 石鏃 |
| 3 | 16055 | 岩屋堂板碑群 (洞窟堂板碑群) | 仙台市 | 板碑群 | 中世 | (4基) |
| 4 | 1316 | 中谷地遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文早 | 縄文土器(素山2)、チップ |
| 5 | 21056 | 桧遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文 | 縄文土器 |
| 6 | 1350 | 砂田遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文早・奈良・平安 | 縄文土器、須恵器、石鏃、剥片 |
| 7 | 1059 | 舟窪遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文 | 縄文土器、石篋 |
| 8 | 1053 | 内城Ⅰ遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文・平安 | 縄文土器、土師器、石篋 |
| 9 | 1057 | 舟木南遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文 | 石鏃、石匙、石槍 |
| 10 | 1054 | 内城Ⅱ遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文・奈良・平安 | 縄文土器、土師器(表杉ノ入) |
| 11 | 1051 | 大苗遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文・弥生 | 縄文土器、弥生土器、剥片 |
| 12 | 1556 | 舟木北遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文 | 縄文土器、石器 |
| 13 | 1564 | 中ノ森遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文 | 篋状石器・石核・剥片 |
| 14 | 1456 | 十一面観音堂板碑 | 仙台市 | 板碑 | 中世 | 天保二年の追刻 |
| 15 | 1351 | 青木沢B遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文 | 縄文土器、石器 |
| 16 | 1049 | 相ノ原遺跡 | 仙台市 | 集落 | 縄文中・後・平安 | 縄文土器(大木8b・南境・宝ヶ 峯・金剛寺)、石匙、石鏃、石 皿、土偶、土師器(表杉ノ入)、 須恵器 |
| 17 | 1055 | 青木沢遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文 | 縄文土器 |
| 18 | 1058 | 小塚西遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文中 | 縄文土器(大木8a・8b)、石鏃、 凹石 |
| 19 | 1453 | 川添西塚 | 仙台市 | 塚 | 近世 | 円形(1基) |
| 20 | 1061 | 大貝中遺跡 | 仙台市 | 集落 | 縄文早～晩・古 墳・平安 | 縄文土器(上川名Ⅱ・大木・8a・ 8b・9・南境)、石器、土師器、 須恵器 |
| 21 | 1060 | 川添東遺跡 | 仙台市 | 集落・散 布地 | 後期旧石器・縄文 早～晩 | 旧石器、縄文土器(素山2・上川 名Ⅱ・大木7b・8a・9・大洞 BC)、凹石 |
| 22 | 1062 | 大貝下遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文中 | 縄文土器(大木10)、石鏃 |
| 23 | 1161 | 茂庭大館跡 | 仙台市 | 城館 | 中世 | |
| 24 | 1365 | 梨野D遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文 | |
| 25 | 1153 | カナクソ遺跡 | 仙台市 | 製鉄 | 中世・近世 | |
| 26 | 1331 | 梨野C遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文・奈良・平安 | 縄文土器、土師器、須恵器、陶磁 器 |
| 27 | 1154 | 梨野A遺跡 | 仙台市 | 集落 | 縄文早～晩・弥生 ～中世 | 縄文土器、弥生土器、土師器、須 恵器、石鏃、石錐、石匙、中世陶 器 |
| 28 | 1160 | 馬越石塚 | 仙台市 | 塚 | 近世 | |
| 29 | 1336 | 沼原B遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文中・晩・弥生 | 縄文土器(大木9・大洞A)、 弥生土器、石鏃、石錐、石匙、砥 石 |
| 30 | 1339 | 嶺山B遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文早・中～晩 | 縄文土器(船入島下層・大木 10・南境・大洞B)、スクレイパ ー |
| 31 | 1337 | 沼原C遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文中・後 | 縄文土器(大木8a)、石斧、石 鏃 |
| 32 | 1338 | 嶺山A遺跡 | 仙台市 | 土壌群 | 縄文後・晩・平安 | 縄文土器(金剛寺・大洞C2)、 石鏃、石匙、土師器(表杉ノ入) |
| 33 | 1340 | 嶺山C遺跡 | 仙台市 | 散布地・ 製鉄 | 縄文後・晩・平安 | 縄文土器、石鏃、石匙、石篋、鞆 羽口、鉄滓、土師器(表杉ノ 入)、須恵器、赤焼土器 |
| 34 | 1162 | 茂庭西館跡 | 仙台市 | 城館 | 中世 | |
| 35 | 1158 | 門野山囲遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文後・晩・弥 生・平安 | 縄文土器、弥生土器、土師器 |

表 3.2-47(2) 事業実施想定区域及びその周囲の埋蔵文化財の指定状況

| 図面 番号 | 遺跡 番号 | 遺跡名 | 市町村 | 種別 | 時代 | 出土品 |
|----------|----------|-----------|-----|---------|-------------------|---|
| 36 | 1334 | 嶺岸遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文中～晩 | 縄文土器、石棒、石匙、石錐、石鏃 |
| 37 | 1156 | 本郷遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 奈良・平安 | 土師器、須恵器 |
| 38 | 1242 | 茂庭峯館跡 | 仙台市 | 城館 | 中世 | |
| 39 | 1335 | 沼原A遺跡 | 仙台市 | 集落 | 縄文前～晩・弥生・平安 | 縄文土器(大木1・8・10・南境・金剛寺・大洞BC)、弥生土器(柘形圀)、石鏃、石錐、石匙、土師器(表杉ノ入)、須恵器、砥石、鉄滓 |
| 40 | 1068 | 向根遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文・古墳・平安 | 縄文土器、土師器、須恵器、石器 |
| 41 | 1332 | 梨野横穴墓群 | 仙台市 | 横穴墓群 | 古墳後 | |
| 42 | 1163 | 茂庭けんとう城跡 | 仙台市 | 城館・集落 | 縄文後・古墳・平安・中世・近世 | 縄文土器(金剛寺)、石鏃、石斧、土師器、近世陶器、古銭 |
| 43 | 1070 | 坂ノ下遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 古墳・平安 | 土師器 |
| 44 | 1333 | 新熊野堂遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文中 | 縄文土器、剥片 |
| 45 | 1066 | 町田遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文・古墳・平安・中世・近世 | 縄文土器、石器、土師器、須恵器、赤焼土器、馬具、砥石、中世陶器、古瀬戸 |
| 46 | 1067 | 町北東遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文・古代? | 土器 |
| 47 | 1065 | 西前遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文(早・中・晩)・奈良・平安 | 縄文土器、石鏃、剥片、土師器 |
| 48 | 1064 | 新組遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文・古墳・平安 | 縄文土器、石鏃、石匙、土師器、須恵器 |
| 49 | 1063 | 塩ノ瀬遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文・古墳・平安 | 縄文土器、土師器 |
| 50 | 12082 | 今成遺跡 | 名取市 | 散布地 | 縄文後 | 縄文土器 |
| 51 | 1071 | 中ノ瀬遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 奈良・平安 | 土師器、須恵器 |
| 52 | 1072 | 人来田A遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文中・弥生中 | 縄文土器、弥生土器 |
| 53 | 1423 | 上ノ原山遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 旧石器・縄文早・前・平安 | 旧石器、縄文土器、石器、土師器、須恵器 |
| 54 | 1073 | 人来田B遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 古墳・平安 | 土師器 |
| 55 | 1023 | 人来田遺跡 | 仙台市 | 集落 | 縄文中・弥生 | 縄文土器(大木8b・9・10)、弥生土器(柘形圀)、石鏃、石斧、石皿 |
| 56 | 1096 | 佐保山東遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文・平安 | 縄文土器、土師器(表杉ノ入) |
| 57 | 1074 | 人来田C遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文・古墳・平安 | 縄文土器、土師器 |
| 58 | 1366 | 人来田東遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文・奈良・平安 | 縄文土器、須恵器 |
| 59 | 12165 | 余方上西遺跡 | 名取市 | 散布地 | 縄文・古墳 | 縄文土器、石器、土師器 |
| 60 | 1048 | 羽黒堂遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文・奈良・平安 | 縄文土器、土師器、須恵器 |
| 61 | 1075 | 羽黒堂前A遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文・古墳・平安 | 縄文土器、土師器、須恵器 |
| 62 | 1524 | 羽黒堂前B遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文・古墳・平安 | 縄文土器、土師器、須恵器 |
| 63 | 1077 | 北前遺跡 | 仙台市 | 集落・散布地 | 縄文早・前・中・後・平安・近世 | 縄文土器(船入島下層・大木6・7a・9・10)、土師器(表杉ノ入)、須恵器、近世陶器 |
| 64 | 1382 | 杉土手(鹿除土手) | 仙台市 | 土手 | 縄文・近世 | 縄文土器、石器 |
| 65 | 1560 | 山田本町遺跡 | 仙台市 | 散布地・集落跡 | 縄文・平安 | 縄文土器、土師器、打製石器 |
| 66 | 1103 | 山田上ノ台遺跡 | 仙台市 | 散布地・集落 | 後期旧石器・縄文早～後・平安・近世 | ナイフ形石器、石核、剥片、縄文土器(大木10)、石器、硬玉、土師器(表杉ノ入)、須恵器 |
| 67 | 1167 | 汚田通A遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文・平安 | 土師器、剥片 |
| 68 | 12083 | 余方中遺跡 | 名取市 | 散布地 | 古墳・古代 | 土師器、須恵器 |
| 69 | 12084 | 余方遺跡 | 名取市 | 散布地 | 古代 | 土師器、須恵器 |
| 70 | 12119 | 熊野堂大館跡 | 名取市 | 城館 | 中世 | 中世陶器、陶磁器、硯、漆器、古銭、鉄製品 |
| 71 | 12126 | 黒崎城跡 | 名取市 | 城館 | 中世 | |

表 3.2-47(3) 事業実施想定区域及びその周囲の埋蔵文化財の指定状況

| 図面 番号 | 遺跡 番号 | 遺跡名 | 市町村 | 種別 | 時代 | 出土品 |
|----------|----------|--------------|-----|--------|-------------|--|
| 72 | 12122 | 川上大館跡 | 名取市 | 城館 | 中世 | |
| 73 | 12164 | 中沢前遺跡 | 名取市 | 散布地 | 縄文 | 縄文土器、石器 |
| 74 | 1310 | 北原遺跡 | 仙台市 | 製鉄 | 中世・近世? | 鉄滓 |
| 75 | 1309 | ノマヤマ遺跡 | 仙台市 | 製鉄? | 中世・近世? | 鉄滓、韃羽口 |
| 76 | 1288 | 市指定民俗 十三塚 | 仙台市 | 経塚 | 中世? | |
| 77 | 1554 | 宝善寺宝篋印塔群 | 仙台市 | 宝篋印塔 | 中世 | (3基) |
| 78 | 1454 | 八雲神社板碑群 | 仙台市 | 板碑群 | 中世 | (4基) 永仁六年(1298)・元応二年(1320)・元亨二年(1322)・貞和三年(1347) |
| 79 | 1214 | 沼尻遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 平安 | 土師器、須恵器 |
| 80 | 1198 | 根添館跡 | 仙台市 | 城館 | 中世 | |
| 81 | 1217 | 館前東遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文早・平安 | 縄文土器、石篋、土師器 |
| 82 | 1216 | 中沖遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 縄文早・平安 | 縄文土器(素山2)、石器、土師器 |
| 83 | 1455 | 愛宕神社登口板碑 | 仙台市 | 板碑 | 中世 | 乾元二年(1303) |
| 84 | 1215 | 右京内遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 平安 | 土師器、須恵器 |
| 85 | 1213 | 南沖東遺跡 | 仙台市 | 散布地 | 平安 | 土師器 |
| 86 | 7121 | 巻瀧館跡 | 村田町 | 城館 | 中世 | |
| 87 | 7122 | 高寺下遺跡 | 村田町 | 散布地 | 縄文早・弥生 | 縄文土器、弥生土器 |
| 88 | 7154 | 高寺山遺跡 | 村田町 | 散布地 | 平安 | 土師器、鉄釘 |
| 89 | 7025 | 菅生館跡 | 村田町 | 城館 | 縄文・弥生・古代・中世 | 縄文土器、弥生土器、石器、土師器、中世陶器 |
| 90 | 7166 | 鍛冶谷遺跡 | 村田町 | 散布地 | 縄文 | 縄文土器 |
| 91 | 7151 | 源蔵沢板碑 | 村田町 | 板碑 | 中世 | |
| 92 | 7167 | 源蔵沢遺跡 | 村田町 | 製鉄 | 中近世 | 鉄滓 |
| 93 | 7178 | 大門岫塚 | 村田町 | 塚 | 中世・近世? | |
| 94 | 7024 | 宮前遺跡 | 村田町 | 散布地 | 縄文後・平安 | 縄文土器、土師器、須恵器 |
| 95 | 7165 | 樽火遺跡 | 村田町 | 散布地 | 縄文・弥生・古代 | 土器 |
| 96 | 7164 | 松日向遺跡 | 村田町 | 散布地 | 縄文 | 縄文土器 |
| 97 | 7146 | 長坂遺跡 | 村田町 | 散布地 | 縄文後・晩 | 縄文土器 |
| 98 | 7168 | 中細倉遺跡 | 村田町 | 製鉄 | 中近世 | 鉄滓 |
| 99 | 7163 | 細倉遺跡 | 村田町 | 散布地 | 縄文 | 縄文土器 |
| 100 | 9068 | 小屋館山館跡 | 川崎町 | 城館 | 中世 | |
| 101 | 9011 | 大石田遺跡 | 川崎町 | 散布地 | 縄文・古代 | 縄文土器、石鏃、土師器、須恵器 |
| 102 | 7084 | 三本檜窯跡 | 村田町 | 窯跡 | 平安 | 須恵器 |
| 103 | 7140 | 無刀関B遺跡 | 村田町 | 散布地 | 旧石器・縄文 | フレイク、凹石、縄文土器 |
| 104 | 7078 | 菖蒲沢遺跡 | 村田町 | 散布地 | 縄文 | 縄文土器、石器 |
| 105 | 7079 | 無刀関A遺跡 | 村田町 | 散布地 | 縄文・古代 | 縄文土器、石器、土師器 |
| 106 | 7169 | 梨木沢遺跡 | 村田町 | 製鉄 | 中近世 | 鉄滓 |
| 107 | 9060 | 沼の樋A遺跡 | 川崎町 | 製鉄? | 古代～近世 | 鉄滓、韃羽口、陶器 |
| 108 | 7177 | 上台遺跡 | 村田町 | 散布地 | 縄文 | 縄文土器、石匙 |
| 109 | 7023 | 無刀関遺跡 | 村田町 | 製鉄 | 古代・中世? | 鉄滓、韃羽口 |
| 110 | 9065 | 沼の樋B遺跡 | 川崎町 | 製鉄・供養碑 | 古代～近世 | 韃羽口、鉄滓 |
| 111 | 7182 | 日照田遺跡 | 村田町 | 散布地 | 旧石器・縄文 | 石核、剥片、縄文土器 |
| 112 | 7076 | 姥ヶ懐遺跡 | 村田町 | 散布地 | 縄文中 | 縄文土器(大木10)、石器 |
| 113 | 7074 | 鉦山B遺跡 | 村田町 | 散布地 | 縄文?・弥生 | 石器、弥生土器 |
| 114 | 7077 | 大塚遺跡 | 村田町 | 散布地 | 縄文 | 縄文土器、石器 |
| 115 | 7022 | 東足立遺跡(乗越遺跡) | 村田町 | 集落 | 縄文後・晩・弥生・平安 | 縄文土器(金剛寺・大洞B)、石器、弥生土器、土師器 |
| 116 | 7170 | 大森遺跡 | 村田町 | 散布地 | 弥生 | 弥生土器(円田式) |
| 117 | 7150 | 赤沼貝塚 | 村田町 | 貝塚 | 縄文後 | 土器、石器、骨、貝 |
| 118 | 7175 | 赤沼遺跡 | 村田町 | 散布地 | 縄文 | 縄文土器 |

表 3.2-47(4) 事業実施想定区域及びその周囲の埋蔵文化財の指定状況

| 図面 番号 | 遺跡 番号 | 遺跡名 | 市町村 | 種別 | 時代 | 出土品 |
|----------|----------|---------|-----|------------|-----------------|-----------------------------------|
| 119 | 15039 | 岩蔵寺遺跡 | 岩沼市 | 散布地・ 寺院 | 縄文・平安・中 世・近世 | 縄文土器、石鏃、土師器、須恵 器、瓦、鉄滓、板碑、近世陶磁器 |
| 120 | 15027 | 銅谷A遺跡 | 岩沼市 | 製鉄 | 古代・中世？ | 鉄滓、韃羽口 |
| 121 | 15028 | 銅谷B遺跡 | 岩沼市 | 散布地 | 縄文 | 縄文土器 |
| 122 | 7073 | 鉦山A遺跡 | 村田町 | 散布地 | 縄文・弥生・古代 | 石器、弥生土器、土師器 |
| 123 | 7075 | 大成田遺跡 | 村田町 | 散布地 | 縄文中 | 縄文土器、凹石 |
| 124 | 7145 | 北姥ヶ懐遺跡 | 村田町 | 散布地 | 縄文中・晩 | 縄文土器、石器 |
| 125 | 7162 | 寒風沢遺跡 | 村田町 | 散布地 | 旧石器・縄文 | 石器、縄文土器 |
| 126 | 7176 | 小泉東山B遺跡 | 村田町 | 散布地 | 縄文 | 縄文土器(上川名Ⅱ) |
| 127 | 7138 | 小泉東山遺跡 | 村田町 | 散布地 | 縄文 | |
| 128 | 7160 | 小泉東山A遺跡 | 村田町 | 散布地 | 縄文 | 縄文土器 |
| 129 | 7183 | 石生A遺跡 | 村田町 | 散布地 | 縄文 | 縄文土器、石鏃、石匙、スクレイ パー |
| 130 | 8081 | 二合田遺跡 | 柴田町 | 製鉄 | 古代・中世？ | 鉄滓、韃羽口 |

出典:「宮城県遺跡地図情報」(宮城県 HP)、「宮城県遺跡地名表 令和3年3月31日現在」
(閲覧:令和4年4月)より作成

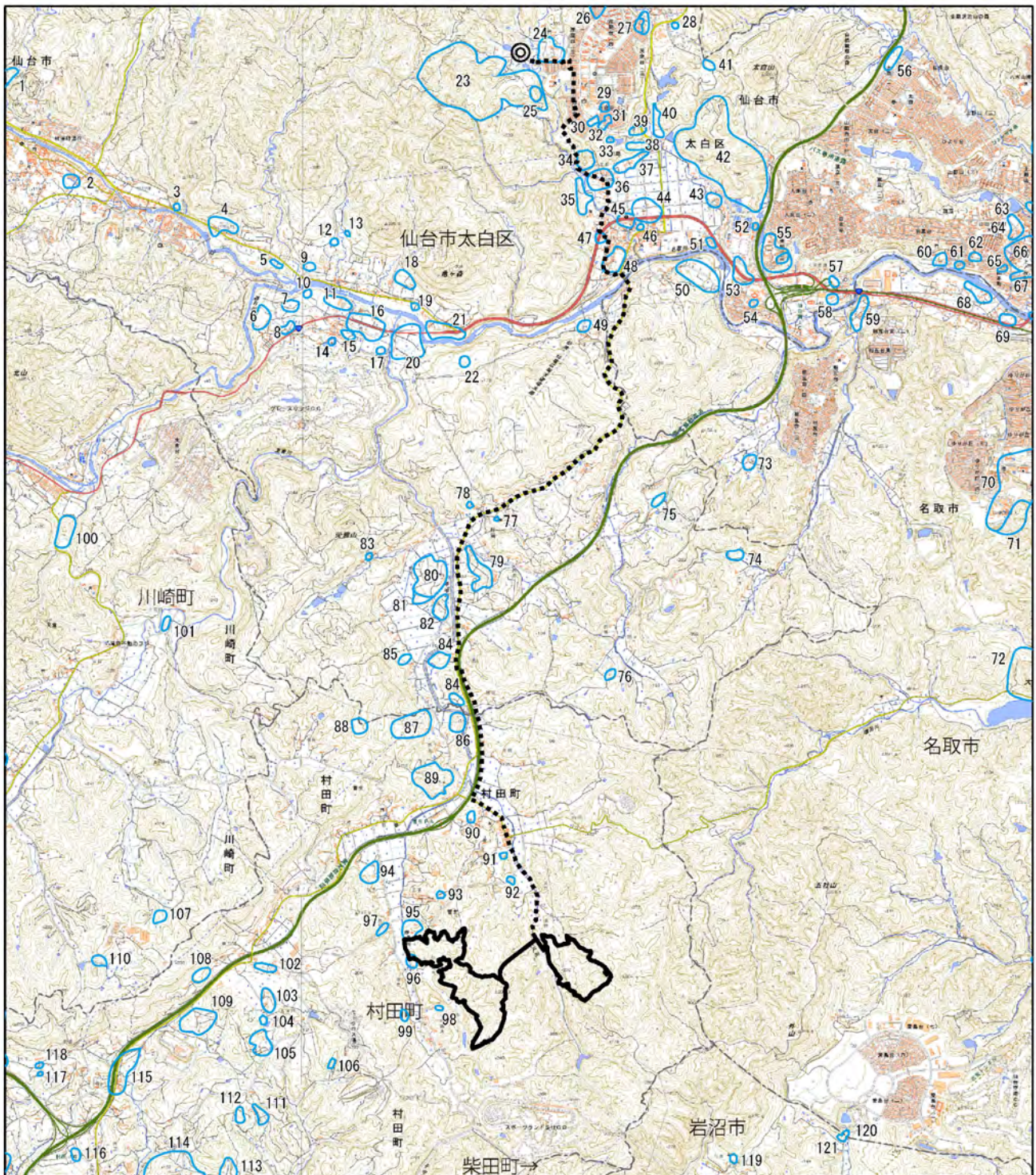
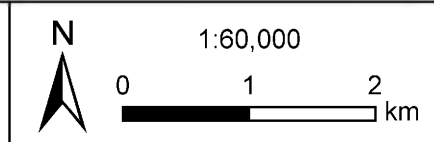


図 3.2-18(1) 埋蔵文化財の分布状況

凡例

- 事業実施想定区域(村田町内)
- 埋蔵文化財
- 事業実施想定区域(仙台市内)
- 事業実施想定区域(自営線敷設想定ルート)
- 行政区域



※ 図中の番号は表 3.2-47 に対応する。

出典:「宮城県遺跡地図情報」(宮城県 HP、閲覧:令和 4 年 4 月)より作成

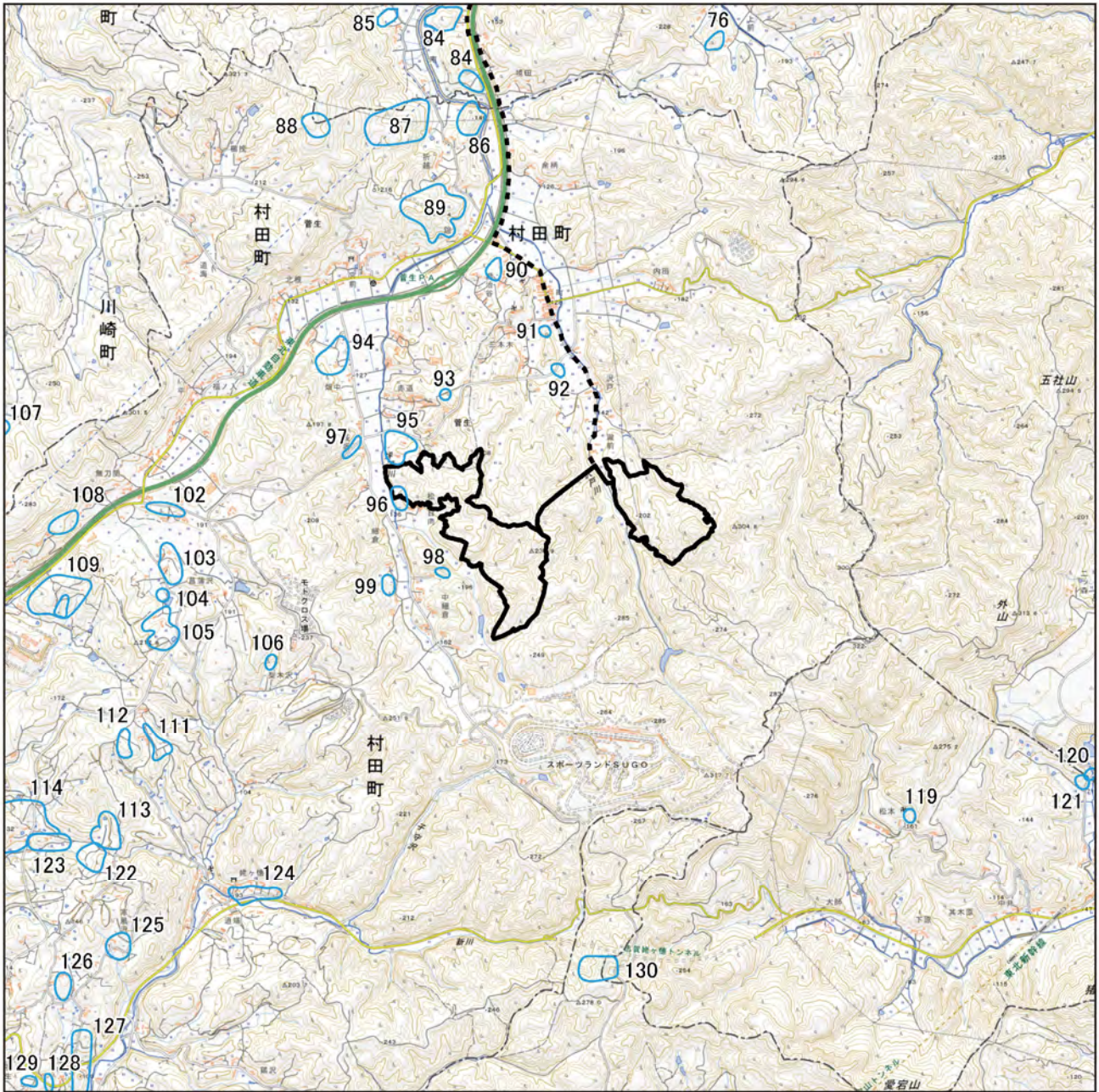
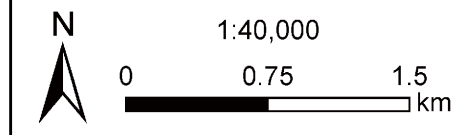


図 3.2-18(2) 埋蔵文化財の分布状況 (村田町内)

凡例

- 事業実施想定区域(村田町内)
- 埋蔵文化財
- 事業実施想定区域
(自宮線敷設想定ルート)
- 行政区域



※ 図中の番号は表 3.2-47 に対応する。

出典:「宮城県遺跡地図情報」(宮城県 HP、閲覧:令和 4 年 4 月)より作成

(8) 保安林

事業実施想定区域及びその周囲における「森林法」に基づく「保安林」の指定状況を図 3.2-19 に示す。村田町内及び仙台市内の事業実施想定区域内には保安林の指定はない。

(9) 土砂災害警戒区域等

「土砂災害防止法」等に基づく「土砂災害警戒区域」等の指定状況を図 3.2-19(1)～(2)に、拡大図を図 3.2-19(3)に、「地すべり地形」を図 3.2-20 に示す。村田町内及び仙台市内の事業実施想定区域の一部が土砂災害警戒区域、土石流危険溪流等に指定されている。

(10) 景観法の指定地域

事業実施想定区域及びその周囲では、仙台市が景観行政団体として位置付けられており、「杜の都の風土を育む景観条例」を制定している。

また、仙南市町に含まれる村田町、柴田町、川崎町において「仙南地域広域景観計画」が令和 3 年 7 月 1 日より制定されている。仙南市町の景観条例に基づき、仙南地域の一部の地域で一定規模以上の建築物の建築等や開発行為等を行う場合には、行為着手日の 30 日前までに事前相談や届出を行うこととなっている。

村田町内及び仙台市内の事業実施想定区域内にはいずれにおいても当該の指定はない。

(11) 風致地区

「都市計画法」では、都市の風致を維持するため、風致地区内における建築物の建築等の行為に対して、市長村長等の許可を受けなければならないものとしている。

事業実施想定区域及びその周囲には、「都市計画法」に基づく風致地区に指定されている地域はない。

(12) 宮城県版レッドデータブック

宮城県では、平成 8 年から 5 か年計画で、全県を対象とした希少野生動植物の分布状況を調査し、その結果をまとめて平成 13 年に宮城県独自のレッドデータブックを発行している。その後、平成 25 年に「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト 2013 年版-」が発行され、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の状況を一部反映させた「宮城県の絶滅の恐れのある野生動植物-RED DATA BOOK MIYAGI2016-」が平成 28 年に発行された。

そして、震災から 10 年目を迎え、先の県レッドデータブック 2016 の発行から 5 年目となる機会に、これまでの調査結果を踏まえた「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト 2021 年版」が令和 3 年に取りまとめられ、公表されている。また、植物（維管束類）、海岸地域の無脊椎動物類、淡水産貝類の 3 分類においては、「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト 2022 年版」が令和 4 年に取りまとめられ、公表されている。

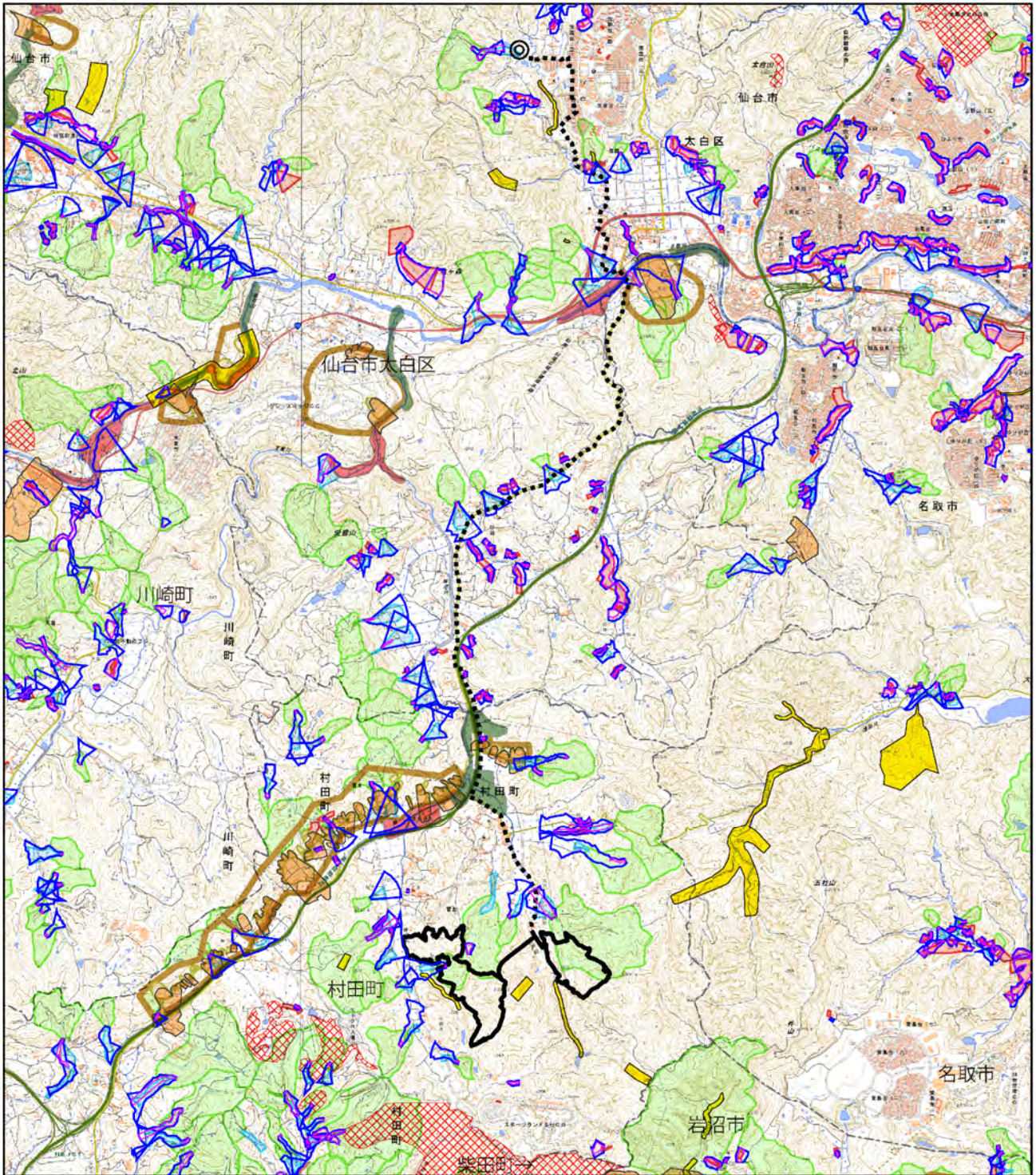


図 3.2-19(1) 保安林及び土砂災害警戒区域位置図



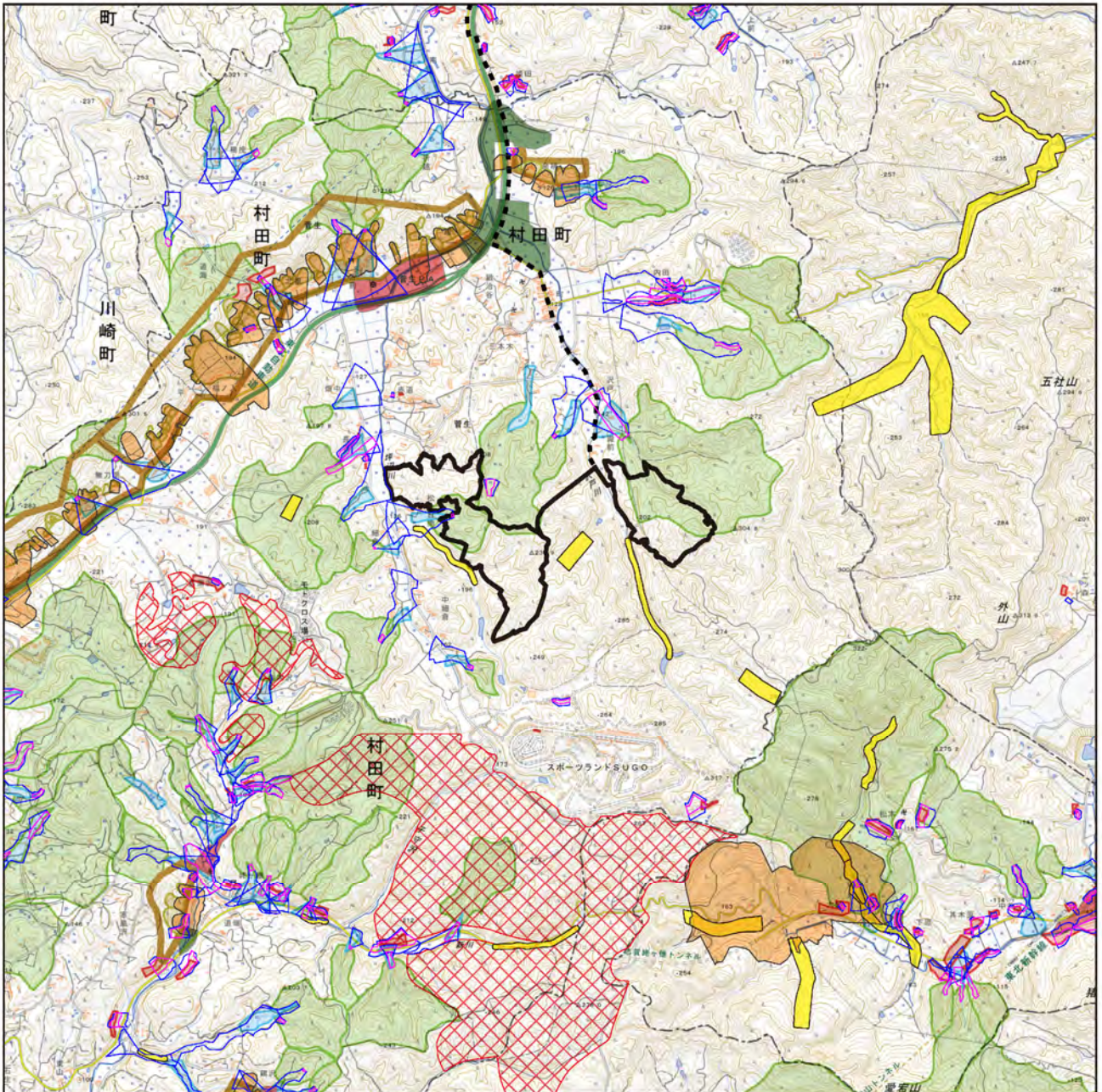


図 3.2-19(2) 保安林及び土砂災害警戒区域位置図 (村田町内)

凡例

- | | |
|--------------------------|-------------------------------|
| 事業実施想定区域(村田町内) | 地すべり危険区域 |
| 事業実施想定区域 (自営線敷設想定ルート) | 土石流危険区域 |
| 行政区域 | 土石流危険溪流 |
| | 地すべり危険箇所 |
| | 地すべり氾濫区域 |
| | 地すべり湛水域 |
| | 急傾斜地崩壊危険箇所 |
| | 土砂災害特別警戒区域 (土石流、急傾斜地、地すべり) |
| | 土砂災害警戒区域 (土石流、急傾斜地) |
| | 土砂災害警戒区域(地すべり) |
| | 砂防指定地 |
| | 水源かん養保安林(民有林) |



1:40,000

0 0.75 1.5 km

出典:「宮城県森林情報提供サービス」、
「宮城南部地域森林計画書」、「土
砂災害警戒区域等指定箇所」、「宮
城県砂防総合情報システム MIDSKI」
(宮城県 HP)、「国土数値情報(土砂
災害警戒区域データ)」(国土交通
省 HP)、「国土数値情報(医療機関デ
ータ)」(国土交通省 HP)、
(閲覧:令和4年4月)より作成

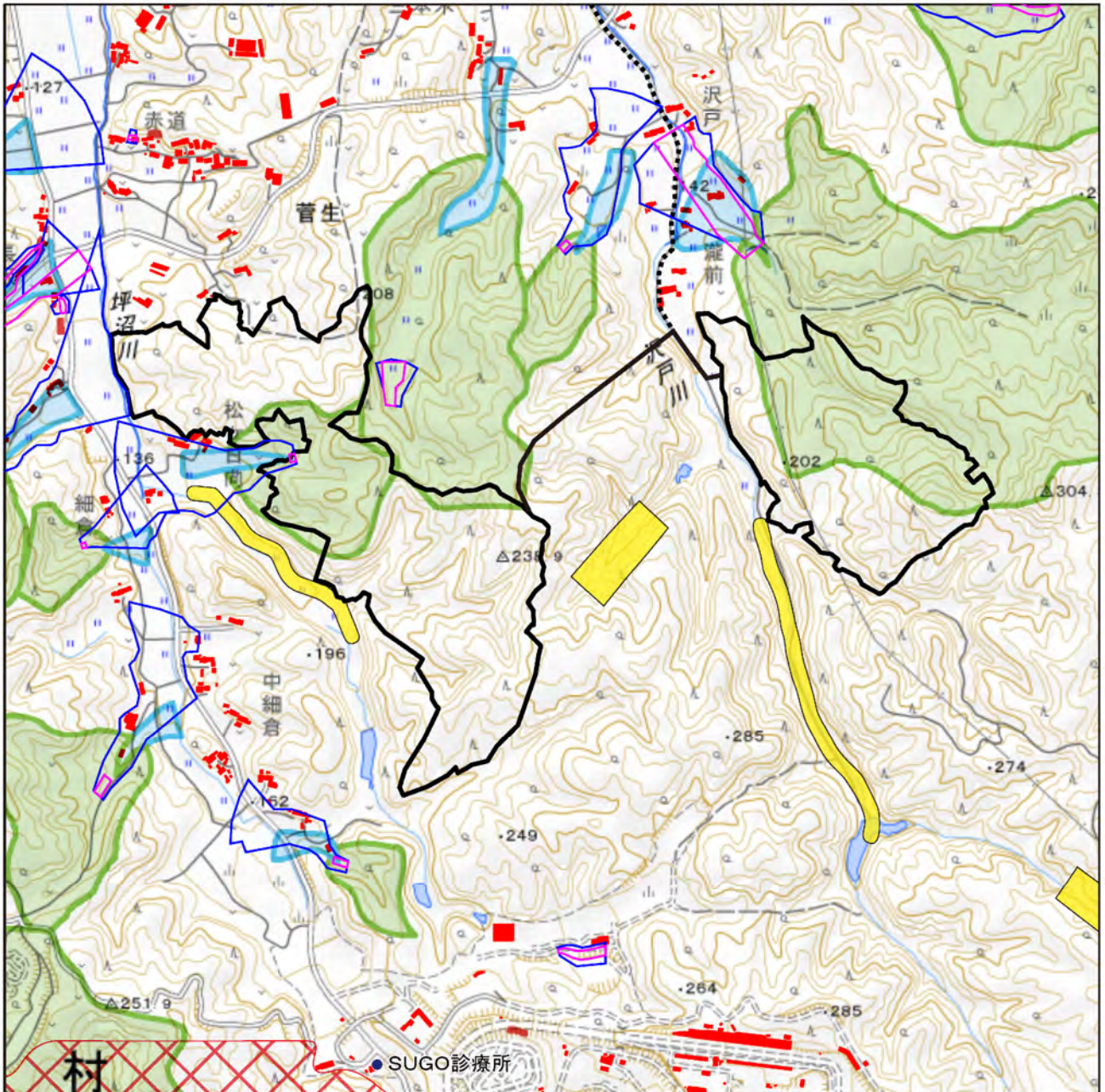


図 3.2-19(3) 土砂災害警戒区域位置図 (拡大図)

凡例

- 事業実施想定区域(村田町内)
- 事業実施想定区域
(自営線敷設想定ルート)

- 土石流危険区域
- 土石流危険溪流
- 急傾斜地崩壊危険箇所
- 土砂災害特別警戒区域
(土石流、急傾斜地、地すべり)
- 土砂災害警戒区域
(土石流、急傾斜地)
- 砂防指定地
- 水源かん養保安林(民有林)
- 医療機関
- 住宅等



1:15,000

0 0.25 0.5 km

出典:「宮城県森林情報提供サービス」、「宮城南部地域森林計画書」、「土砂災害警戒区域等指定箇所」、「宮城県砂防総合情報システム MDSKI」(宮城県 HP)、「国土数値情報(土砂災害警戒区域データ)」(国土交通省 HP)、「国土数値情報(医療機関データ)」、「基盤地図情報ダウンロードサービス(建築物の外周線)」(国土交通省 HP)、
(閲覧:令和4年4月)より作成

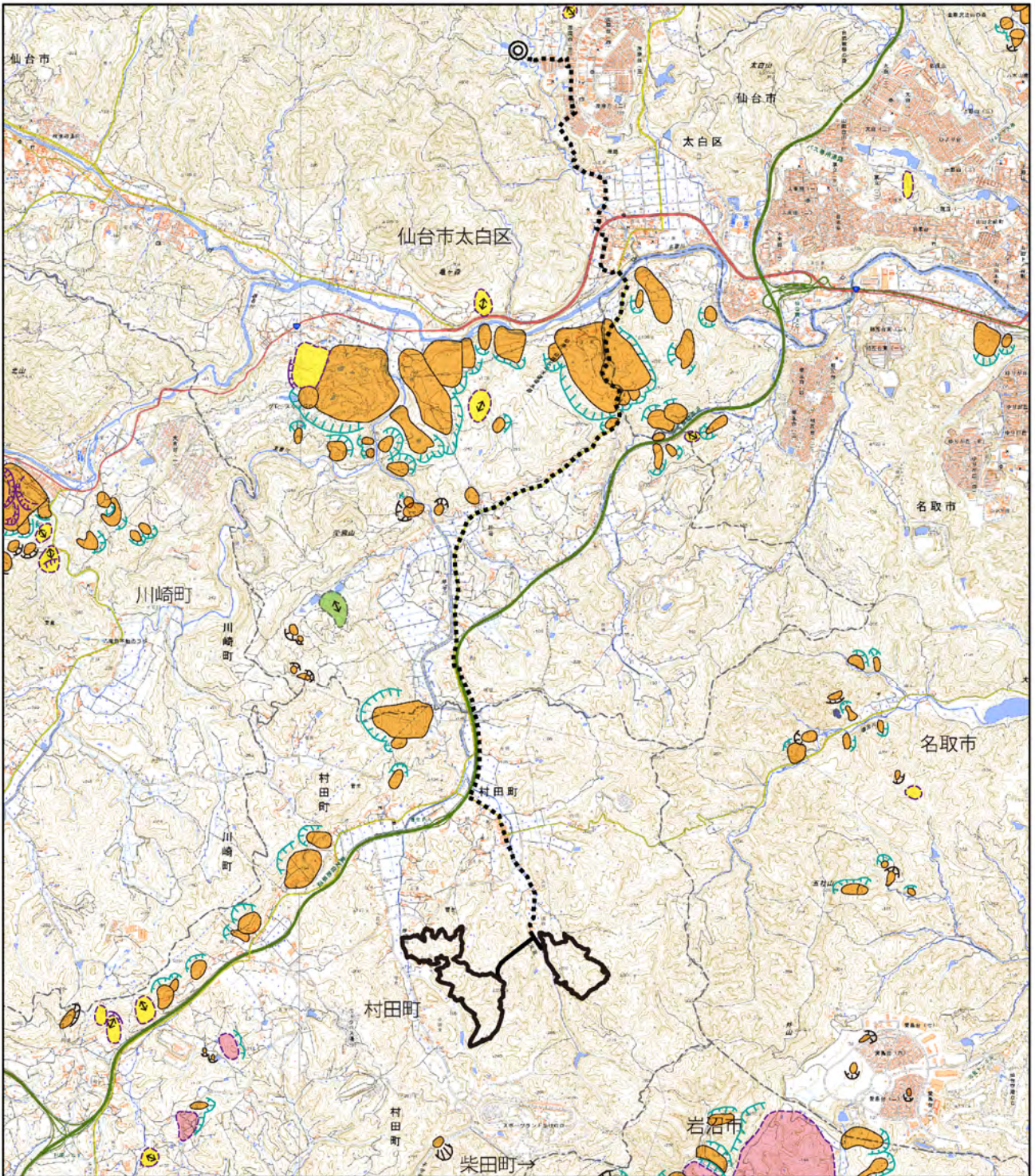
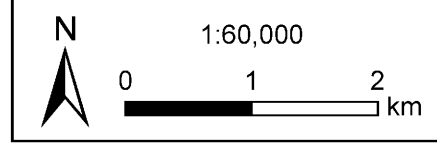


図 3.2-20(1) 地すべり地形位置図

凡例

- 事業実施想定区域(村田町内) ※ 凡例は図 3.2-20(2)に対応する。
- 事業実施想定区域(仙台市内)
- 事業実施想定区域(自営線敷設想定ルート)
- 行政区域



出典：「J-SHIS 地震ハザードステーションマップ」(国立研究開発法人 防災科学技術研究所 HP、閲覧：令和 4 年 4 月)より作成

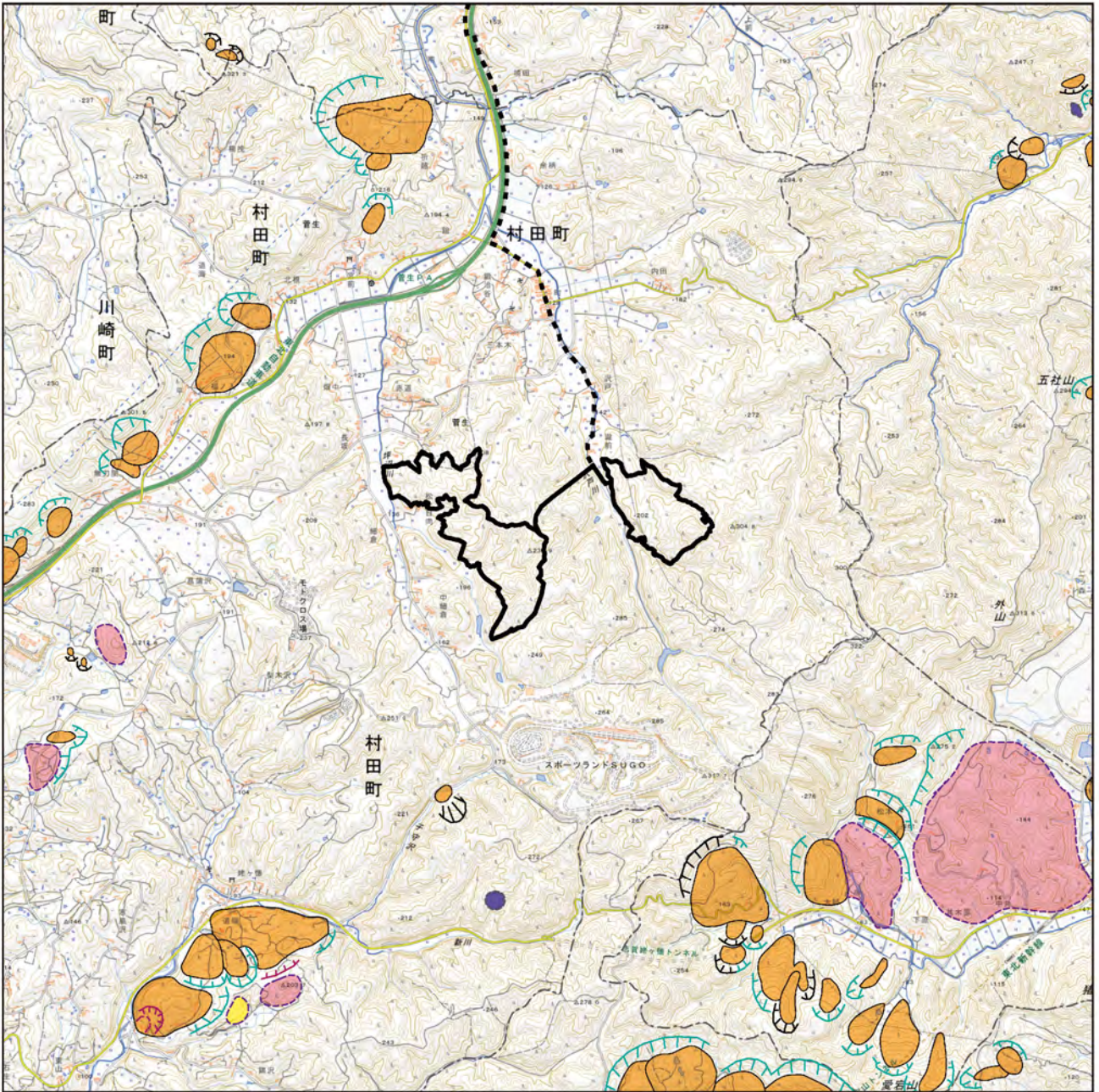


図 3.2-20(2) 地すべり地形位置図 (村田町内)

| | | |
|---|---|---|
| <p>凡例</p> <p>事業実施想定区域(村田町内) 事業実施想定区域 (自営線敷設想定ルート)</p> <p>行政区域 </p> <p>輪郭構造 (滑落崖と側方崖)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新鮮なまたは開析されていない冠頂をもつ滑落崖 冠頂がいちじるしく開析された滑落崖 後方崖、多重稜線等 <p>移動体の輪郭・境界</p> <ul style="list-style-type: none"> 後方に滑落崖があり、移動体の輪郭が明瞭ないし判定可能 滑落崖はほとんど開析されたが、過去の移動体の一部(不安定土壌)が残存している 滑落崖はほとんど開析されたが、不安定域、移動域と推定される範囲 斜面体の移動の初期状態、基岩から分離していないとしても不安定域、移動域と推定される範囲 移動体かどうか判定できない山体・小丘 | <p>内部構造</p> <ul style="list-style-type: none"> 二次・小滑落崖、崖線の開析程度に応じて輪郭構造の場合と同様に表す サブユニットの境界、内部(二次)移動体輪郭 <p>移動方向等移動体の主移動方向</p> <ul style="list-style-type: none"> 前方への傾道または傾道を伴う移動とのその方向 | <p>N</p> <p>1:40,000</p> <p>0 0.75 1.5 km</p> |
|---|---|---|

出典: 「J-SHIS 地震ハザードステーションマップ」(国立研究開発法人 防災科学技術研究所 HP、閲覧:令和4年4月)より作成

上記、関係法令による規制状況と事業との関連性を表 3.2-48 に示す。

表 3.2-48 関係法令等による規制状況の関連性のまとめ

| 法令名 | 定められている事項 | 事業との関連性 | 備考 |
|--------------------------|------------------|---------|---|
| 大気汚染防止法 | 規制地域、規制基準 | 無 | |
| 水質汚染防止法 | 排水基準 | 無 | |
| 騒音規制法 | 規制地域、規制基準 | 有 | 第 2 種区域に指定 |
| 振動規制法 | 規制地域、規制基準 | 有 | 第 1 種区域に指定 |
| 仙台市公害防止条例 | 規制基準等 | 有 | 指定建設作業に該当 |
| 土壌汚染対策法 | 指定区域 | 有 | 土地の形質の変更の部分の面積の合計が 3,000m ² 以上となる場合は届け出が必要 |
| 悪臭防止法 | 規制地域、規制基準 | 無 | |
| 自然公園法 | 国立公園、国定公園 | 無 | |
| 自然環境保全法 | 自然環境保全地域 | 無 | |
| 都市緑地法 | 緑地保全地域、特別緑地保全地域 | 無 | |
| 生産緑地法 | 生産緑地地区 | 無 | |
| 鳥獣の保護並びに管理及び狩猟の適正化に関する法律 | 鳥獣保護区、鳥獣保護特別保護区等 | 有 | 菅生鳥獣保護区が指定 |
| 絶滅のおそれのある野生動植物の保存に関する法律 | 生息地等保護区 | 無 | |
| 文化財保護条例 | 指定文化財、埋蔵文化財 | 有 | 宮城県、村田町の一部が該当 |
| 森林法 | 保安林 | 無 | |
| 土砂災害防止法 | 土砂災害警戒区域 | 有 | 一部が土砂災害警戒区域等に指定 |
| 景観法 | 景観計画区域 | 無 | |
| 都市計画法 | 風致地区 | 無 | |